

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 18 年 9 月 21 日 (木曜日)

議事日程

平成 18 年 9 月 21 日 午前 9 時 31 分開議

日程第 1 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. ふるさとフォーラムなかやまの温泉館を中心とした施設の活性化を図るために
2	20	西 山 富三郎	1. 法定外公共物に係る国有財産の譲与等に関する取り扱いについて 2. 区の設置条例の制定を
3	8	岩 井 美保子	1. 高規格道路完成にともなう県道旧奈和西坪線の改良工事計画はどうなっているか 2. 食育とともに食農を教育に取り組む考えはあるか 3. 公務員倫理について問う
4	6	森 田 増 範	1. 農地・水・環境保全向上対策事業の推進を 2. 大山恵みの里構想実現にむけて
5	3	吉 原 美智恵	1. 全国大会に向けての観光の取り組みは
6	11	諸 遊 壤 司	1. ゴミ指定袋有料化について 2. 天ぷら廃油回収について
7	17	野 口 俊 明	1. 大山を世界遺産に
8	13	小 原 力 三	1. 新農業対策にどう対処するのか

9	4	遠藤幸子	1. 地域で高齢者を守る環境づくりについて
10	14	岡田 聰	1. 子育て支援の拡充を 2. 後発医薬品の採用で医療費削減を 3. 地域包括支援センターは

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告 順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢田正己	1. ふるさとフォーラムなかやまの温泉館を中心とした施設の活性化を図るために
2	20	西山富三郎	1. 法定外公共物に係る国有財産の譲与等に関する取り扱いについて 2. 区の設置条例の制定を
3	8	岩井美保子	1. 高規格道路完成にともなう県道旧奈和西坪線の改良工事計画はどうなっているか 2. 食育とともに食農を教育に取り組む考えはあるか 3. 公務員倫理について問う
4	6	森田増範	1. 農地・水・環境保全向上対策事業の推進を 2. 大山恵みの里構想実現にむけて
5	3	吉原美智恵	1. 全国大会に向けての観光の取り組みは
6	11	諸遊壊司	1. ゴミ指定袋有料化について 2. 天ぷら廃油回収について

7	17	野口俊明	1. 大山を世界遺産に
8	13	小原力三	1. 新農業対策にどう対処するのか
9	4	遠藤幸子	1. 地域で高齢者を守る環境づくりについて
10	14	岡田 聰	1. 子育て支援の拡充を 2. 後発医薬品の採用で医療費削減を 3. 地域包括支援センターは

出席議員（21名）

1番 近藤大介	2番 西尾寿博
3番 吉原美智恵	4番 遠藤幸子
5番 敦賀亀義	6番 森田増範
7番 川島正寿	8番 岩井美保子
9番 秋田美喜雄	10番 尾古博文
11番 諸遊壊司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田 聰
15番 二宮淳一	16番 椎木 学
17番 野口俊明	18番 沢田正己
19番 荒松廣志	20番 西山富三郎
21番 鹿島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口隆之 助役 …………… 田中祥二
 教育長 …………… 山田 晋 代表監査委員 …………… 椎木喜久男
 大山支所長 …………… 河崎博光 中山支所長 …………… 田中 豊
 総務課長 …………… 諸遊雅照 企画情報課長 …………… 後藤 透

住民生活課長 ……福田 勝 清
地域整備課長 ……押 村 彰 文
水道課長 ……小 西 正 記
人権推進課長 ……近 藤 照 秋
社会教育課長 ……麴 谷 昭 久
観光商工課長 ……福 留 弘 明
農業委員会事務局長…高 見 公 治

税務課長 ……野 間 一 成
産業振興課長 ……渡 辺 収
福祉保健課長 ……松 岡 久美子
教育次長……狩 野 実
幼児教育課長……高 木 佐奈江
診療所事務局長……中 田 豊 三

午前9時30分 開会

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第1、一般質問をおこないます。通告順に発言を許します。18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） おはようございます。私は、ふるさとフォーラムなかやまの温泉館を中心とした施設の活性化を図るためということで町長に質問いたしますが、何を言いましても活性化を図るということにつきましては、これは人がやらなければ活性化に、人がやらな過疎化に。ところが今の現状をみてみますと温泉の入浴者も年々減ってきている。これはどうしたら増えてくるかということ。やっぱり活性化を図っていかんと、増えんではないかなというふうに思います。だいいち道路を付けてごせって言ってもまんだつかん。道路付けて入浴者も多くなり、「いい温泉だな、やっぱりこないけん」というのと、「あの温泉に行くのはどこに行ったらいいだえ」「どの道行ったらいいだえ」これもまた一つの大きな問題ではなからうかというふうに感じます。

そこで私は、5月の連休に岡山県の和気町に藤を見に行きました。ところが行ってみてびっくりしたことは、そりゃ全国の藤が全部、長いのから短いのから、何と聞いていいか、「いやあ」、入りしなに「わあー」って言います。そりゃ、行かれた方は、よく知っておられると思いますが、行かれてない方につきましては、「本当に沢田が言いよったが、本当だろうかそだろうか」ぐらいなことは、行っていただいてすな、確認していただければ、なんとこういう藤もあるんだな、こういう所もあるんだなということを感じると思います。

そこで私が、藤というやつは、だいたい泥に湿気がなければならぬ。ですから和気町あたり行っても河川敷に挿し木して、それに接木したということでございます。

ところが中山町をみた時に、そういう観光地の中に、観光地というよりも、人が集まるようなところに湿気があって、藤の挿し木をして、接木できる場所はどこだろうかと思ってみた時に、これは温泉館の川の流れのいい、あそこに湿気もあるし、挿し木もすれば、これはほとんど経費がかからない。挿し木は山から切ってきて挿せばなんぼでもつくですけ、この藤ってやつは。それよりも問題は穂木なんです。和気町あたりも全国から穂木を集めているということで。この植物というやつは、植えたときには銭にならんような気がするですけれど、年がたてばたつほど天然記念物にもなるということで、非常に貴重な材料だな、材料というよりも藤がそういう格好であるということで「いやこれはびっくりした」ということで。

それで私は、これをフォーラムの川のへりに挿し木をして棚を作ったなら、これは観光客の来るのは間違いない。現在名和町にある藤寺でもたった4本しかない藤が、1万人だ3万人だっというのを聞いております。ところが和気町みたいに何百本も全国の藤を集めてしたときには観光客は当たり前のことです。

我々が行ったとき平日だったのですが、雨が降っておったのですが。ところが、観光客というか、藤見のお客さんっていうか、その方がもう体がすれあうほどなにしておる。本当にこれがなかやまフォーラムの川のへりに植えたなら、これは何年か先には必ず成功するんだなというふうに感じています。

今話しましたとおり、植物というものは年が経てば経つほど植木あたりでもはじめ植えた時は、山からちょっと抜いてきたやつでも10年も経てば貴重な材料になるということから、とにかく私といたしましては、何とかして観光客をまたお客さんと呼び寄せる材料はないだろうかというふうに考えた時に、こりゃいいわ、これが一番いいわというふうに感じましたので一般質問をいたしたわけですが、和気町の入園料につきましても、大人が300円、子どもが150円ということで、これには経費が全然かからんというふうに感じたのは、切符を受け取るのもボランティアの人が受け取っているということで人件費が全然かかっていない。そういうことでこれもいい方法だなというふうに感じました。

それから話を聞いておりますと、やっぱりこの藤をつけたのは和気町の町長が、一生懸命になって、これはいい、これをやらないけんというふうに努力をされたということ。私の望むところによりますと、町長にこの藤は、大山町の山口町長が若さと努力によってこれをつけたんだというひとつの名前を残したい、という意味からですね、町長をのぼせさせる意味ではないですけれど、とにかくやっぱりね、町長になったら、なんか一つ残してもらいたい。なんか一つ記しを残してもらいたいというのが、私の願いでございます。

そういうことからすな、考え方としてはですね、藤を見て、温泉もあるだぞ、温泉に入っていないや、という観光客の呼び寄せに一つの大きな効果があるんじゃない

かなというふうに感じます。

そういうことから長々と同じようなことを申し上げて大変失礼かと思うんですが、何が何でも私の活性化ということについては、あそこにはご存じのとおり、温泉館もあり、想像館もあり、それから福祉センターもあるし、図書館もあるし、友好館もあるし、四季の彩園もあるわけでございまして、ところがちょっとさびしいなーというのは、福祉センターが民営化になってしまう。これはまあ国の施策であり、町の施策であるわけなんですけど、ところが民営化っていうと何か寂しいなー、それでも町からの補助金をもらってるだけなーという感じがするわけなんですけど。ところが運営のできるほど儲けないけん。儲けるにはやっぱり人が寄ってこんと儲からんということで、始めからとにかく一般質問で町が儲けよ、銭もうけせよということばかり言って、だらずのひとつ覚えかもしれませんけれども、そういうことで町長の答弁をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは沢田議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思えます。ふるさとフォーラムなかやまに藤の回廊をという大変大きな構想の提案をいただいところでございます。

さて、ふるさとフォーラムなかやまの核としての施設であります、なかやま温泉館ですが、良好な泉質と手頃な入浴料金が好評でありまして、多くの入湯客にお越しいただいておりますが、残念ながら、先ほどのご質問にもありましたように、開館当初の10万人を超えていた入湯客も平成17年度には約9万3,000人というふうに少しずつ減少の傾向にあるのも事実でございます。

新町になりましてから、大山寺にある「大山情報館」をはじめとする主立った公共施設に「中山温泉館」のPRのパフレットを置いたり、観光ホームページで紹介しておりますが、旧淀江町内にも類似の施設があることや、当施設の客筋が周辺のお客さんが主力であるというような性格の中で、新たなお客が減少傾向に陥ったものと考えておるところであります。

フォーラムなかやま地内では、人の心を癒してくれる花としては、桜やどうだんツツジ、アジサイそして小川には菖蒲など、また、四季彩園を中心にさまざまな花も植栽をし咲いているところでもあります。

沢田議員さんが行かれました和気町の「藤公園」でありますけど、議員さんが言われましたように、「和気清麻呂生誕1250年記念事業」として整備され、多くの観光客で賑わっているということでありまして、平成17年度の実績としましては、約7万6,000人の入り込み客があり、収支としては黒字であるというふうに聞いておるところであります。

しかしながら、沢田議員さんのご質問にもありましたように、フォーラムなかやま

の施設につきましては、「福祉センターなかやま」・「町立図書館」を除いて、維持管理経費削減のため、現在、来年4月に向けて「指定管理者制度導入」の具体的な検討に入っているところであります。

こうした時期に、新たな施設の整備については、かなりの財政負担を伴いますし、例え整備するにしても、現在の施設の利用を阻害しかねない部分も出てくるのではないかと推測しているところでありますし、入園料を取るといってもあの施設の構造上なかなか難しいのかなと思うところであります。

また、議員さん、梨を栽培されて、その管理にも精通されていることと思いますけれども、「藤」の管理につきましても1年間の管理のサイクルの中で、剪定・施肥・害虫の駆除やツルの結束など適正な管理にはかなりの経費を費やさねばならない部分があるようであります。

まあ、大変ご提案としてこれからに向けての活性化に向けた提案をいただいたところでありますけれども、今のような提案を踏まえながら、今の現状を考えてみた場合、まずは、大山町総合計画の基本計画の中に「観光交流産業の振興」をうたっておるところでありますし、その中に中山温泉館を新たな観光資源として捕らえておりまして、当面は、現有施設のまま活用をすることとし、地域の活性化を図っていきたいと考えているところであります。以上で答弁にさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長の答弁といたしましては、経費がかかるからとても今ようやらんということなんですが、藤の挿し木をしてあんた接木するぐらいの、何が経費がかかるか。わしから言わせたら、このぐらいのボランティアでなんぼでもできるわという感じがするわけなんです。

先ほど申しましたとおり植えた時、挿し木した時、その時にあんた経費がかかりませぬいな、それから防除っていつてますけれど、一年間にいっぺんやそこらの防除が何が防除のうちになる、梨は30回ぐらいするですよ。それにあんた藤のいっぺんやそこら、防除で、防除でようしませんって何言っておられるかっていうような感じがします。

そういうようなことでとにかく経費がかかる、かかるっと言いますけれど、あれあんた棚組んで藤の棚がのってくるぐらいのこと簡単なことで、剪定だっいつても花芽のところだけ残してあとはつんで投げてしまえばいい。なんが手間もくそもかかったんじゃない。そりゃこのぐらい楽なつくりものはないと思いますし、これに成功したならば、その観光客がくる、活性化になるということについては俺は間違いないと思いますので、一つもう一度町長の方から「それはいいけどな、ようせんだ」ということでなしに「はい、やりますよ」ということを一言お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さんの再質問に答弁させていただきます。沢田議員さんの厚い熱意と意欲に負けそうではありますけれど、ご質問、あまりにも和気町を想定した壮大な計画の中でその思いをあのフォーラムにあてはめてみた場合、様々な課題があるというふうに思っております。先ほど申しあげましたようにあの施設としては、単に温泉館だけではなく、住民の皆さん、あるいは地域の皆さん、あるいは町外からですが、気軽に訪れていただけるような施設として、四季彩園や図書館や福祉センターさまざまあるわけでありまして、それを入場料をとって大きな藤公園にして観光客をどんどん呼び寄せていく施設に衣替えしていくには、少し無理もあるのかなというところの中でご答弁させていただいたという経過でございます。

あの中に先ほど申しあげましたようにさまざまな草花、あるいは樹木等植栽はしてあるわけでありまして。その中の一つとして更に藤棚もあの中の一隅に整備したらというふうな観点であれば我々も私も取り組んでいけるのではないかなと思っております。今ご意見を参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにしてもご質問のあの和気町のような壮大な藤公園を、あの一帯を藤公園にするというような構想はなかなか現実的には、あの場所には難しいのかという思いの中で最初答弁をさせていただいたということでございます。

沢田議員さんのお持ちのノウハウ等をまたお聞かせいただきながらフォーラムの中にそういった藤の植栽をし、簡単に管理をしてみんなに楽しんでいただけるような場所が作れるのかどうか、そこら辺のところも検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長がちーと前向きにきたなという感じがするわけなんですけれど、だがしかし、引っ込み思案じゃなくして、もっと前向きに大山町の活性化のためにやろうという気持ちになっていただくことを特に要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 次、20番 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 今回は、あまり勉強をしておりませんので、簡単になろうかと思っておりますが、2点質問いたします。始めは、法定外公共物に係る国有財産の譲与等に関する取り扱いについてであります。

平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき、国土交通省所管の機能を有している法定外公共物、里道、水路というんだそうですが、我々は平常赤線・青線と呼んでおります。これについては、国有財産特別措置法第5条第1項の規定により、市町村に譲与されることとなりました。

そこで一つ、譲与の期限は、平成17年3月31日でありました。一括用途廃止について、事務手続きの完了促進が指示されていたが、譲与期限内に行ったかどうかです。

2点目は、里道・水路は、個人に払い下げをすることができる。町民に周知の方法をどう行なったか。払い下げを終了件数はいくつあるかです。

3番目に私の部落ですけれど、押平地区3区地内に原田溜池があります。従来、茶畑部落の管理でしたが、これも町のものになっています。活用策はどうかということです。現在、主要地方道、名和岸本線だったかな、通称庄内県道の歩道設置工事が18年度から21年度にかけて計画されています。関係者15名のうち、住宅関係者は6名であります。宅地造成等の促進を図るべきではないか、活用すべきではないかということです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西山議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。法定外公共物に係る国有財産の譲与等に関する取り扱いについてというご質問でございました。

公図に赤く示された里道を通称「赤線」、青く示された水路を通称「青線」と呼び、国有財産として管理がなされていたことはご承知のとおりであります。国はこの国有財産を地方分権推進計画に基づく「地方分権一括法」を平成12年4月1日に施行し、里道、水路の法定外公共物のうち、機能を有しているものについては、市町村へ無償で譲与できるということにいたしました。

ご質問の一つ目の譲与期間内に手続きを行ったか、ということですが、譲与の期限は平成17年3月31日と定められ、合併前の旧町で旧大山町が平成16年12月15日、旧名和町が平成16年11月11日、旧中山町が平成16年10月20日で手続き終え、期限内に譲与を受けております。

ご質問の二つ目、「町民に周知の方法をどう行ったか」また「払い下げが終了した件数は」とのご質問でございます。まず、町民の方への周知については、ということですが、結論から申し上げますと特に周知はいたしておりません。町が譲与を受けたのは、法の趣旨にのっとり住民に身近な行政は、身近な市町村が処理をすることが適切との判断であり、払い下げを前提に譲与を受けたものではないからでありますし、国有財産の払い下げについては譲与を受ける以前からの制度として有りました。手続きの相手方が国から町に移っただけであり制度そのものが変わった訳ではなかったからです。

譲与を受けた国有財産は、町民の一般生活に欠かせない道路、農業用水路などの機能を持つものが多く、払い下げにあたっては、その公共物が持つ機能や用途が必要なくなったとの判断ができる場合のみ可能であります。

このような条件を満足し、払い下げを受ける土地は限られておりまして、現時点では用途廃止、払い下げを希望され受けられた方は24件、24名であります。

ご質問の三つ目、「ため池の有効活用は」とのことですが、ご質問の中にもありましたように現在、主要地方道名和岸本線の押平地区に於いて、歩道の新設工事が計画されております。計画地の中には道路に接して建物があり、工事に伴い移転が必要となることは想定されます。このような状況の中、ため池の用途を廃止し、有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法ではあるというふうに思っております。しかしながら、譲与を受けた国有財産とは言え、長年ため池を農業用水利として使用されてきた関係者の同意が得られることがまずは前提であります。町内には譲与を受けた多くの国有財産があります。既に機能を失い、用途として必要な土地は払い下げ、或いは他目的に転用するなど有効活用をすることは必要ではあるというふうな認識は持っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 1番2番はよろしいでしょう。3番目に絞って質問いたします。

うちの部落は農村地帯の庄内村に位置しておるんです。昔、庄内農協時代、庄内村は米の供出で鳥取県の番付けの小結ぐらいにあった農村地帯なんですね。ため池も重要でした。で、100俵の供出する米もあって、農村で栄えた村なんです、庄内は。そこでその中であってうちの部落だけが、農村にありながら農村のたたくまいをしていない。これが行政的な課題なんですね。ですからうちの部落の近くにある3反の空間というのは、もの凄いもんです。この活用は以前からうちの部落や茶畑の方の人に話しをしておったんです。

ほ場整備した時に、うちの部落と高田と茶畑も同じグループでしたから、うちの事業のおかげで多くの利益を受けた人がいるんです。その時に一緒に堤を工事しようかという話もあったんですけど、まだまだ茶畑の関係者の方が水利は良くなるというけれど、不安であるということで残したことがあるわけでございます。何年か、何十年かたって、今日になって、あの近所の方が、「富さん、堤から水が出たら、うちのあぜや屋敷の石垣が壊れるから茶畑の人と話してくれ」ということで行ったんです。そしたら茶畑の人は、もう水を溜めないということをおっしゃるわけなんです。でその堤がかりにうちの部落の関係者も何人かいるので、このあいだ出会うと「どうですか」と言ったら、「今、使っていないよ」と言っています。そういう客体があります。

そこで、この庄内県道の歩道整備っていうのは、庄内小学校のお父さん、お母さん、庄内地区の住民がですね、交通事故でもあったら危ないからということでもう30年も前からの要望なんですね、それがようやく今一番難しいうちの部落のうちのうの上から、高田までですけどね、十字路までですけど、できようとしているんです。私はこの

堤の活用が生命線だと思っておりますよ。ですから努力してください。

それと更に、堤ですから汚泥がいっぱいありますので、浚渫しなくてはなりませんから、宅地には全く向いておるとは言えませんが、畦を押せば1軒や2軒や3軒や4軒のものはできると思うわけです。で、その残地は例えば建設業の方でも業種転換で作物を作ろうかな、沢田さんのように藤公園を作ろうとか、桜を作ろうか、このような多目的な理由ができるんですわ。うちの部落は、絶対的に土地が狭いという致命的な欠陥があるわけです。この活性化策にもなりますんで、町長は多目的な考えをするというので同感ですので、更に積極的にちょっと意思表示していただけますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほど答弁申し上げましたように、ため池、水利関係者、水利権を持った関係者の方がいらっしゃるわけでありますので、まずはその方々の意志確認をし、その了解が得られて初めてことが進められることだというふうに思っておりますので、まずはそこら辺のところを確認をさせていただきたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次に進みます。区の設置条例の制定をとっておりますが、区長の設置条例の制定です。訂正します。区長の設置条例の制定をということです。

部落・区・自治会は、比較的少数からなる地縁団体、地域団体、生活共同体として共有財産の管理、防犯、防災、消防、葬儀式、婚礼、祭り、盆、盆踊り、代満て、秋忘れ、清掃、まちづくり等々の広い範囲にわたり、互助的な歴史、文化、伝統を育んできました。行政は、広報や募金のとりまとめなど、さまざまな依頼をする一方で、謝金や補助金などを交付してきました。

旧名和町は、区長の設置条例をしていましたが、旧大山町、旧中山町の両町は制定していなかったようであります。まちづくりの根本は、始めに熱き思いであります。町をなんとかしたい、いい方向に導きたいという同じ目標に向かう意識を醸成しなくてはなりません。

区の設置は、自主性を待つという意見もあるようであるが、秩序ある町づくりを進めるために、区長の設置条例は一つの指針になると思います。現在、名和地区に70部落、大山地区に54部落、中山地区に42部落、大山町は166の部落があります。

一つ、区長を通さず、役場の文書を発送している各地区の概数はどれくらいですか。

二つ目、近隣同志の有機関係をどう喚起していますか。宅地造成事業等を実施し、町勢の進展を図っていますが、「おらがこのムラ」を持たない、口は出すが手は出さない住民が増えているのではないかと心配しています。

三つ目に、区の設置は、何世帯以上でできますか。申請があった場合はどうして処理されますか。

四点目、区長会が招集されます。不慮の事故等があった場合には、その責任はどうか。区長は、非常勤特別職ではないのですか。非常勤特別職にしたらどうでしょうか。

五点目、地方自治法の一部を改正する法律、平成16年11月10日施行、に「地域自治区」（法人格は有しない）の創設が示され、市町村の一定の区域を単位として、市町村の判断により条例で設置できると示しています。どのようなことですか。本町では、可能でありますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西山議員さんの区長の設置条例の制定をというご質問に答弁させていただきたいと思います。

部落や区、自治会のあり方や行政との関わりは、合併前の中山、名和、大山でそれぞれ異なっておりました。

名和町では、「区長の設置条例」に基づき、区長と行政の位置づけを明確に規定いたしますとともに、その対価として報酬を支給するなど、その活動を行政が支援し、大山町では、地縁地域を基礎に、自主的に構成された任意組織であるという認識から、区という概念そのものがなく、自治会という名称でその組織の独立性、自主性が保障され、行政への協力の対価は、コミュニティ補助金として支給されておりました。中山町では、行政との協力組織として、区長は設置されているものの、組織運営はあくまで地域の自主性に委ねるという観点から、条例による区長の設置規定はないものの、区長手当が支給されるなど、まさに三町三様の状況でありました。

西伯郡東部地域合併協議会では、このような現状を認識したうえで幹事会において、新町の区及び自治会の在り方を議論いたしました。結果、自主性や行政からの独立性を保障すべきという結論から、旧大山町、中山町の考え方に近い方針で意見集約され、今日に至っております。

区長さんや自治会長さんは、地域の活性化や自主活動を推進する組織の代表者という立場と、行政への良き協力者というふたつの役割が期待されております。西山議員さんご指摘のとおり、区長の設置条例の制定は、組織の自主性、任意性を阻害するという要因がある反面、地域連携が薄れつつあるなか、生活共同体としての地域の再生に有用だと考えておりますが、いずれにいたしましても、条例の規定はないものの、行政推進のパートナーとして、区長会という組織が現存いたしておりますので、区及び自治会の位置づけや今後の方向性について、区長会と協議と検討を重ねてまいりたいと考えておるところであります。

さて、区長を通さずに役場の文書を配送している各地区の概数はということでござ

います。直接郵送をしています件数は、特別養護老人ホームの入所者を含め、中山地区37世帯、名和地区が116世帯、大山地区が39世帯であります。

次に、近隣同士の有機的関係をどう喚起しているかというご質問であります。現状では、自治会はあくまで地域地縁を要因として任意に発足した組織である、との認識のもとに、窓口に入居あるいは転居の手続きに来庁された際に、区長さん、自治会長さんのところへ転入・転居のご挨拶に行ってくださいよう指導はいたしておりますが、強制的に自治会への加入についての勧奨はいたしてはおりません。

次に、区の設置は何世帯以上で、また申請があったらできるかというご質問であります。あくまで自治会は任意の自主的な組織であるという方針のなかで、新町では何世帯以上で自治会と認定するというような基準や制約はありませんが、宅地造成や自治会の統廃合による新たな自治組織誕生の可能性も十分に考えられますので、これらの整備について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、区長会が招集された際に、不慮の事故が発生した場合、責任の所在はどこにあるか、また区長を非常勤特別職にしたかどうかというご質問であります。非常勤特別職とする場合、条例による規定が必要であります。区長の設置条例がない現状では、非常勤特別職にはあたらないことから、責任の所在は、あくまで個人に帰納するものと考えておるところであります。

最後に、平成16年11月10日施行の地方自治法の一部を改正する法律に基づく「地域自治区」の創設についてのご質問であります。

ご承知の地方自治法の改正により、条例の制定が前提ではありますが、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により市町村の一定の区域を単位とする「地域自治区」を設置できるようになりました。

地域自治区は、現行の区集落という小規模な範囲ではなく、小学校校区或いは昭和の大合併前の旧町村程度の規模で、その区域住民の中から市町村長が選任する者によって構成される地域協議会によって運営されることとなります。また、市町村の事務を分掌させるため、事務所の設置と職員の配置が可能となっております。

さて本町では、設置が可能かというご質問であります。それぞれの地域が培ってまいりました伝統文化の継承や地域の活性化、自らの地域の進むべき道をみんなで模索するよい機会であるなど、今後の住民自治組織の指針、ひとつの方向性だと考えておりました調査研究をしてまいりたいと考えておるところであります。以上で答弁終わります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 自治体と役場と自治会の住民との活動のもっとも基本的な関係はですね、区や自治会を基盤にした地縁団体であります。このような

行政と地縁組織の関係は、極端に言えば、律令の時代にさかのぼるそうですよ。ご承知のように律令というのは、中国において完成されたのが7世紀から8世紀です。それが日本に入ってきた。そのあとに文化の大化の改新があるわけですけど、大化の改新が645年だった。そこでこの律令は、古代国家体制、貴族社会、中央集権の始まりであったわけです。中学校の時にも学びましたけれども、江戸時代には5人組として組織化され、戦前には町内会、隣組として制度化された長い歴史と伝統があります。これは相互扶助と総合慣習を基本とした国家統治の仕組みであったと言われます。

で、そのような観点から、町内会は戦後、占領軍によって解散されたそうです。それはやっぱり国家防衛論につながったり、固定観念に縛られてしまうという危険があったからだと言われます。

ご承知のように、昭和26年9月6日には、サンフランシスコで日米安全保障条約、日米講和条約が締結し、昭和24年に発行して、占領軍の支配が終って、区の設置が自由になったわけです。その27年から2年おいたのちに合併した名和・庄内・御来屋・光徳はですね、区の設置条例を制定したということは、私はその名和町の先人の敬意を表したいと思ってるわけですよ。

それで地方自治法を調べてみますと、これは地方自治法第1条の2に地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、これが根拠だと言っているわけです。この地方自治法の1の2は、今でも設置、生きておるわけです。だから公共の実現主体という責務は今日では、国や自治体に限らず多様化しておりますから、町長が答弁したとおりなんです。

しかしですよ。こういう論があります。住民がおって行政自治体が成り立つんだ、行政も住民も主体者なんです。この議論には町長はどんな認識ですか。

そこでもっと具体的な話にしますと、南高田という県営住宅がありますが、昭和45年に建設したものです。最初は10戸だったですけど、改良されて7戸か8戸になったんです。ある時区長名簿見ましたら、南高田が十数戸になってるわけですね。あれ、そんなはずはないぞと、多くたって10戸のはずだにと思いましたが、今、この間から議論になっております風車の落雷で被害を受けたですね、あそこの団地ですね、団地の方たちも南高田の一員になっておったという経過があるわけですね。それで課長に聞いたら町民は必ずどこかの区に入らなければならないということを書いてましたけれど、それは本当ですか。それであの辺には団地が2カ所もあるわけですよ。で、親しい人ばかりおるわけですよ。高田地内ですから。私のこの間ちょっとお話して、「あんた方、区を作ったらどうですか」と言いましたら、8人ほどで集まりは持っているんだそうです。理事とか何とかって世話人も作って、交代交代でやっていますけれども。区を設置したらどのような義務が課せられるのか分からないので、思案中だと。それから県外の方からリタイヤしてのんびり暮らそうというふうなことです。

ね、来た人も多いですので、のんびりと暮らしたいなとふうな方もいらっしゃるわけです。

こういうふうに大山町に住みながら、区という存在は持たない。何かのんびりと暮らす人がいるわけです。まあ、その暮らし方をどうとは言いませんけれど、そのようなことで大山町の住民としてですね、少し考えなきゃならんと思うわけです。で、行政の原則はあまねく公平にということがありますですから、その辺の方にも喚起していただいでですね、話し合いの機会を持っていただきたいと思えますよ。で、うちの部落は、押平1区、2区、3区、上福で4部落ですね。そこで、各区から代表が生まれて、運営委員会というものを作っております。毎年、教育委員会と町長に要望書を出しています。今年も12点の要望書が出ております。こういうふうな活動もしております。

だから私は運営委員会というより、まちづくり委員会にせんかと提言しようと思えますが、吉原さんと私は顧問というか、相談役です。いろいろ相談して村おこしをしようとするわけです。やっぱり大山町に住み着いたら、村おこしをする主体者だと、こういうことがなかったらですね、いけんのじゃないかと思うですね。今度議会にも要望書を出せと、こういうふうに言っておりますけどもね、まああまりだらだらしたらいけませんけれども、総合的に言いましたら、もうあと一回質問できますので、この辺でいっぺん区切って答弁してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおり、地域で住民の皆さんが連携をとりながら、まずは地域の課題を地域の皆さんで解決をし、そして町行政と一緒に地域を盛り上げていく、これは大切なことだろうというふうに思っております、そのことを今西山議員さんも言われたんではないかなというふうに思っております、それは全くの同感であります。その母体として、一つ自治会なり区という組織、地縁で繋がる組織であります、その役割っていうのが大きいということはそのとおりだろうというふうに思っております。

そういった中で、今ご指摘のように先ほどご質問にもありまして答弁させていただきましたが、そういったところに帰属しないで、個人で住民として暮らしていきたいという、そういったことで希望される世帯が、約200世帯くらいあるわけではあります。こういった方々にも地域の皆さんでやはり声をかけていただいて、その地域の仲間になっていただく、そういったことも皆さんにお願いをし、呼びかけていただきたいなと思っておりますし、また新たな組織として区や自治会等を作って活動していきたいという、そういった申し出があれば行政としてもご相談に乗っていきたいというふうに思っております。

そういったようなところで、自主的な地域の課題を地域の皆さんが取り組んでいた

だく体制、これは区長会として今区長さん方にもお願いしているところでありまして、そういうことでそれを強制するために区長の設置条例を作るということにも繋がらないだろうというふうにも思っておりますし、区長の設置条例を作ったからといって、区に強制的に今個人で活動しておられる方々が入らなければならないというようなことには、つながらないだろうというふうに思っているところでもあります。いずれにしても基本的には、地域地域の皆さんのそれぞれの思いというのをしっかりとまとめていただいて、大きな力にさせていただくということが大切ではないかなというふうに思っておりますし、そういった喚起を促していくことが我々にも大きな責務がある役割だというふうに思っております。以上であります。

〔住民はどの区にも入らなければいけないか〕と呼ぶものあり〕

○町長（山口 隆之君） 住民が必ずどこかの区に入らなければならないというようなことは、ですから規定はされておられませんし、そういうような強制もしていないというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 引き続き答弁を。総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど西山議員さんがおっしゃいました、住民はどこかの区に属さなければいけないというのは、住民基本台帳上、窓口で受け付けします時に、いずれかの行政組織に属していきませんか、例えば選挙区、投票区等の振り分けとか、さまざまな文書発送等の規定の中で支障が生じるという懸念がありますので、住民基本台帳上、全ての町民はいずれかの組織に属するというところでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） もう時間があとわずかしかありませので最後の質問にしますが、町長がおっしゃるように、そりゃ自主性が重んじられます。パートナーシップというのが、自主性と実勢の集まりだと思いますけれども。

それじゃあ一つね、自治体がですね、責任を持ってこの分野は行政が住民や区にお話かけないけん、やらなきゃならんっていう限界はどの辺なんですか。自治体が責任を持って、独自に行なわなければならない領域はどの辺と認識しておるですか。まあ、この程度で終わりますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、非常に難解なご質問でございますし、そこがどこで明確に線が引けるのかというのは非常に難しいというふうに思っております。

いずれにしても自治体としては、住民の皆さんの生命、財産、安全、こういったところを第一にして守っていかなければならない責務は当然あるというふうに思っておりますが、そういった中でこれはいろんな課題につながることでありますし、それ

それぞれの地域の実情、それぞれの家庭の実情によってまた変わってくるんだろうというふうに思っております、それを一概に一本のこの線で引くということはなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議員（20番 西山 富三郎君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 私は、3項目について通告しておりますので、順次従って質問させていただきます。始めに高規格道路完成に伴う県道旧奈和西坪線の改良工事計画はどうなっているかということで、細項目の1、改良部分はどこからどこまでか。簡単な図面で説明をしてもらいたい、こういう図面をいただきました。

2番目に、御来屋駅西側の町道と交差点、日交タクシー付近ですが、どのような改良がなされるのか。高規格道路から県道旧奈和西坪線を通って9号線に出ようとする車が、9号線との交差点の信号機で止まって連なると、町道の通行ができなくなるのではないかという心配をしております。

3番目、その解消のために町道との交差点に信号機をつける必要があると思いますが、どうでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは岩井議員さんのご質問に答弁させていただきます。高規格道路完成に伴う県道旧奈和西坪線の改良計画についてのご質問でございます。

この道路は山陰道名和インターチェンジから国道9号御来屋駅前交差点を結ぶアクセス道路としての性格を持ち、名和インターチェンジ開通時には交通量の激増が予想され、渋滞緩和や安全確保のための改良が計画されておるところであります。

改良の区間は国道9号御来屋駅前交差点から日光タクシー前町道交差点までの間、約140mが計画されており、その詳細についてはお配りしております図面のとおりであります。

簡単に計画を説明いたしますと、黄色く着色しております部分が現在の車道部分であり、青色で着色しております部分が現在の歩道部分であります。赤色で着色しております部分が改良計画であります。

改良の大きな目的は交差点の渋滞緩和のための新たな右折レーンの設置であり、これに伴い現在の歩道がその分西側に移動する計画であります。山陰線全線開通までは、米子から鳥取方面、逆に鳥取から米子方面に向かう車両の多くは名和インターチェンジで乗り降りするための交通量が激増し、議員さんご指摘の交差点での交通渋滞も予

想されるところであります。

この工事の計画に際しましては、既に地元の自治会に対し説明を行い、安全対策についての意見や要望を頂いているところです。その中の一つに町道の交差点への信号機の設置も要望としてございました。町としても信号機設置の必要性は、十分認識しておりますので、交通安全担当課とも協議の上、今年4月に西部県土整備局、八橋警察署に対し信号機設置について要望を行い、ただいま協議を進めているところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） だいたい分かってきましたのですが、例えばこの図面にありますように、小谷苑がありますですね。そうしますと小谷苑は、とつてもこの交差点から大きな交差点から、国道の交差点から、出入り口が近いわけですが、ここについてはどのようなことになっておりますのでしょうか。それと昨晚説明会が行なわれたようでございますが、その要望というのは、どのような要望が地元から出ていたのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問につきましては、詳細は課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。まず、小谷苑の入り口の位置はどうなるかということでございますけれど、ただいま交差点部分はこの図面で示しております黄色部分は、県道でございますので、県の方で工事を進めることになっておりますし、国道9号につきましては、国土交通省が施工するというので、それぞれの道路管理者が一体となって交差点周りを整備するという計画で進めているところであります。

小谷苑さんの入り口につきましては、私が国土交通省から聞いておる範囲では、今の位置で進入は行なうように聞いておるところでございます。

次に、昨日の工事説明会の内容でございますけれども、昨日は、御来屋駅前部落の方と、工事説明を行なっておるところでございます。要望といたしましては、主に安全対策をどのように考えているのかという要望でございます。一点につきましては、先ほど町長の説明にありましたように、信号機の設置ということで安全対策をはかっていただきたいと。もう一点は、今の駅前の町道でございますけれど、これをひかりが丘東側の方から駅前の方に侵入してきます車両の一方通行の制限をかけてでも安全性を図っていただきたいというのが要望でございます。その安全対策につきましては、これから県土整備局を交えながら、八橋警察署公安委員会の方に要請をしていくということでお答えをしたところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 続けてください。

○議員（8番 岩井 美保子君） 2番目ですが、食育とともに食農の教育に取り組む考えがあるかということをお聞きしたいと思います。

今現在は、梨の事業と言いますか、この事業は、梨づくり体験支援対策事業ということで産業振興課が関わってやっておられると思いますが、食育基本法が、昨年の7月に制定をされております。その後食育という言葉が大変に飛び交っておりまして、食育、食育ということでございますが、私はその前に食農教育っていうのがとても重要なことだと思っております。農業には、土を耕すという言葉がございますし、それから教育では心を耕すということがあります。この耕すという言葉に、とても共通な文化があると思っております。

そこで梨だけにこだわって、ただ今子どもたちにそういう事業をしておられるんですが、野菜に取り組む考えはないのか。例えば、最初から種を植えてそれを育て、そして口にするまで、いろいろな加工品にできるというようなことを私は思いますが、教育委員会の方ではどのようにお考えになっておりますのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの食育、食農の教育についてご質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

学校教育では家庭科、あるいは学校給食の時間に食の指導ということで行ってきましましたが、平成14年度から小中学校に総合的な学習というこういう時間が設けられまして、これに伴い食育指導も取り入れて、学習の場面を随分拡大することができました。さらにおっしゃったように去年6月に食育基本法がいたしまして、家庭や生産者、あるいは食に関わるいろいろな関係団体、さらに社会教育や幼児教育、そういうところとも情報交換をしながら食育指導の充実を図っているところであります。

次に、食農教育に取り組んではどうかということですが、食育という方は、食事の安全とかマナーとか栄養バランスとか、主として食べることの指導が中心であるのに対して、議員もおっしゃいましたが、食農教育は食材を生産する農業そのものを学習していこうという、そういうするところに視点が置かれていると理解しております。おっしゃったとおり農地を耕したり、肥料を施したりあるいは種を植えて発芽させるとか、消毒や草取り、あるいは水やりなど日々のこういう一連の農作業をずっと子どもたちに体験させていくということは、とても大事だと思っております。

したがってこういう食農教育は学校だけでなしに、家庭や地域の人たちとも一緒に取り組んでいく必要であるという具合に考えておりますので、現在、子育て中の保護者や子ども会などにも呼び掛けて、啓発をしているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 各地域の皆さんやPTAの皆さんや連携を取りながら、このような食農教育を行なっていただけたらと常日頃思っておりますので。

昨日ですが、お昼に本庁舎の階段で小学校の児童数人と二人の先生にお会いしました。「どこに行きますか」と訪ねましたら、「産業振興課、梨持っていきます」と言ってビニール袋に梨を下げていました。その子どもたちの顔を見た時に、満足して自分たちが生産、生産とまではいきませんが、関わってきた梨を振興課の皆さんに食べていただこうと思って持って寄られたんだなと私は思って見ておりました。

やはりこの事業が、子どもたちにそういう観点で、やはり生き生きとさせるということに「ああ、良かったな、この事業があって良かったな」と強く昨日も思ったと思います。これからの教育もそういう場面についていろいろと困難ではありましようが、時間的にも大変でしょうけれども、やはり育てるということを一生涯懸命でやっていただきたいと思いますので、教育長、もう一度だけ決意のほどお願いしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの再質問にお答えしたいと思います。昔から知育、徳育、体育と言われておるわけですが、最近はそれに加えて食育という言葉も加わっているようですが、子どもたちの成長にとって食育というのはとても大事なことで思っております。昨日子どもたちの姿を見ていただいたということで、大変喜んでおるところであります。現在、学校教育の中では、総合的な学習の時間ということで取り組んでおるわけですが、学校によって若干違いますが、年間100時間から110時間ぐらいな時間で総合的な学習の時間を持っておるわけでございますが、それを割り振りすると、人権学習であるとか、あるいはALT、環境問題、高齢者の問題、福祉の問題というような多くの要素を総合的な学習の時間に織り込んでおります。

食の指導などは、比較的学校内で行なえるわけですが、議員おっしゃったとおり土を耕してから収穫して感謝をするという一連の時間を総合的な学習でやるとするならば、60時間くらいいるのかなと思っているところで、しよせん学校教育の授業の中でやるには限界がある。そこで、土曜日、日曜日あるいは夏休みなどの長期休暇中にどういう具合に扱うかということになると当然社会教育、あるいは家庭教育、子ども会などの活動にそういうところが及ぶのかなと思っております。幸いにJAでも食農教育には随分力を入れておられますし、町内でもそういうところで子どもを育てておられる方もおられます。

教育委員会としては、学校教育にとらわれずに広く社会教育、家庭教育にも呼びかけて農業に親しむ、また本町は海産物でも港をいくつか持つておるわけですので、農

業生産だけでなしに海産物への関わりと、こういったようなものを子育ての中に取り入れていきたい、こういう具合に考えておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ありがとうございます。いろいろと分野にわたって考えていただいているようですが、一つここで提案させていただきますと、大豆はわりかた栽培がみやすいんです。まあ、作られたことがない方はちょっと分からんかも知れませんが、そんなに消毒もしませんし、全然私たちは消毒もしません。水を引いて種を撒いて、土かけをしておいて、あとはうね上げと言って、間で一回だけうね上げをすれば、秋まで収穫までかまいません。そういう種類によって栽培が異なってみやすくできるものもありますので、大豆でしたら、大豆そのまま豆で食べれますし、豆腐に加工ができたり、味噌に加工ができたり、しょうゆに加工ができたり、いろいろな方面にも使うことができます。学校給食にも提供することができます。そういうことでありますので、やはり種類を選定していただいて、時間のかからない方法でも取り組んでいただいたらと思うしだいです。

○議長（鹿島 功君） 最後の質問ですか。教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。大豆も取り入れてはどうかということですが、現在町内の4つの小学校ではそれぞれ特色ある取り組みをしております。梨以外にも例えば中山小学校では、ブロッコリーであるとか、大山小学校はもち米からずっと一連のものをしておりますし、大山西小学校ではトマトなどの野菜もしております。名和小学校はじゃがいもとかやっておりますし、そういう中に大豆というのものもあるかなと思っておりますし、校長さんの中には来年はそばをというようなことを言っておられる方もありまして、参考にさせていただいて子どもたちに多くの体験をさせていきたいと、こういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 次、3番目に入ります。公務員倫理について聞きたいと思います。全国で遺憾な事件とか事故とか事案が起きていまして、今とても大きな社会問題になってきております。そこで町民の皆さんが、大山町は大丈夫なのかなということを言われましてしばしば私も耳にしておりますが、一番目に裏金ということと、酒気帯び運転、このことについて町長はどのようにご指導なさっているのかなということをお伺いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。公務員倫理についてのご質問でございます。テレビや、新聞などで、公務員の倫理やモラルに反したさまざまな不祥事が取り上げられている最中でありまして、岩井議員さんから「大山町は大丈夫なのか」というご質問をいただいたところでございます。

まず裏金についてであります。岐阜県庁で10数億という裏金の存在が発覚をし、岐阜県のみならず全国から、公務員倫理や金銭感覚、予算執行のあり方について、疑問や不信の声が上がり、いま裏金を捻出せざるを得なかった背景や経過の解明が図られているところであります。

さて、大山町ではどうなのかということですが、監査委員さんによりまして決算審査や例月出納検査が厳正に行われておりますし、収入、支出とも必要な経費については、すべて予算計上をして議会の皆さんの承認の下に、執行をしてきておりまして、裏金の存在はないというふうに確信をしているところであります。

次に、酒気帯びを含む飲酒運転についてのご質問でございます。このごろ各地で公務員の飲酒運転、酒気帯び運転による事故等大変大きな問題となっております。

国においても、今、飲酒運転の撲滅に向けた規制強化が検討されてきておりますが、このような事態を重く受け止めておりまして、大山町におきましても、管理職会や職員へのインフォメーションなどを通じ、飲酒運転の悪質さ、危険性、責任の重大性や代償の大きさについて十分に認識し、公務員としての社会的責任を自覚するよう、注意喚起いたしますとともに、交通法規の遵守や交通安全運動の推進についても、強く呼び掛けてきているところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 安心いたしましたのですが、一つだけ再質問させていただきますと、例えばもしあった場合には、2番目のことでございます。飲酒運転のことでございますが、罰則規定というものはこの大山町にはありますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきます。飲酒運転と交通事故に関しての罰則規定ということでございます。町でもきちんと規定をしているところであります。詳細については、総務課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど岩井議員さんの方から、交通事故あるいは飲酒運転等の交通ルールに反したケースの懲戒の基準があるかということでございます。

大山町では、交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準というものがございます。これは町の例規集の方にも載っておりますので、またあとでご確認いただきたいと思います。それに基づきますと、例えば現在質問いただきました飲酒運転、あるいは酒気帯び運転等の場合におきまして、人的損害、物的損害、あるいは自損事故のみ、あるいは損傷がなくても酒酔い運転の場合は、全て免職という厳しい規定を設けております。さらに酒気帯び程度のものであります。人的損害、物的損害につきましても同様に免職ということの規定でございますが、自損事故あるいは飲酒運転

で検挙されたけれども他に与える損傷はなかったというふうな場合は停職という形で基準を設けております。以上であります。

○議員（8番 岩井 美保子君） 以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、6番、森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 私は2点、質問いたしたいと思います。特にこの時期に質問をしておかないといけないのではないかなという思いの中で、用意いたしております。

まず一点、農地・水・環境保全向上対策事業の推進をとということでございます。

国、農林水産省では、新たな「食料・農業・農村基本計画」を着実に実行するため、平成17年10月に経営所得安定対策等大綱を決定いたしました。大綱では、1品目横断的経営安定対策、2米政策改革推進対策、3農地・水・環境保全向上対策の3つから構成されておまして、この3つの対策それぞれが、平成19年度から実施されます。

私は、この中で、現在実施中であります中山間地等直接支払推進事業の平坦地版とも言われます、この農地・水・環境保全向上対策について、平成19年4月スタートに向け、町として集落へ内容や組織体制づくりの説明等、積極的な推進に努めるべきと考えます。

この制度は、農業者と地域住民が地域ぐるみ、集落ぐるみ、一体となって、農地や農業用水等を守る共同活動と環境保全に向けた取り組みに対して、支援するものであります。平成18年度に県内でもモデル的な取り組みが実施されております。その支援額は、水田の場合、10アール当たり4,400円で、対象地区の面積に乗じた金額であります。

私の集落でも、村の役員会、総会合で協議、決議し、その事業を現在実施中であります。村の川役目、井出役目等が活動対象となり、また子どもたちのホタル調査や、ため池周辺への芝桜植え、又水路、農道の補修等も計画しています。それらの費用が支援交付金の対象となります。当初、むつかしく考え、会合の中で取り組まない方がいいのではという意見もありましたが、活動計画・資金の活用計画等、事前に十分協議し、村の総事として取り組むことでこの事情が村にとって、非常に有意義なものだと確信しております。

さて、いよいよ来年度から全国実施され、この制度に取り組む意向の集落、地域が実施できることとなります。そのための資料づくり、組織づくり、実施計画策定等が次には必要となります。

国の会計検査のある交付金事業であります、来年3月頃になってからのかけこみ的な取り組み希望は避けなければなりません。少なくとも各集落で開催される今年の年

末、あるいは年始の総会合で、この事業の取り組みを決議し、新年の早い時期には、組織づくりができていることが私は望ましいと考えております。できるだけ多くの集落が、十分な協議の上、平成19年度スタート時から取り組めるよう町の積極的な推進を望みます。どのように推進されるのか、またタイムスケジュールはどうなんでしょうか、町長に質したいと存じます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは森田議員さんの農地・水・環境保全向上対策事業の推進についてというご質問に答弁をさせていただきます。

農地や農業用水等は、社会的共通資本でありまして、その保全活動は従来、農村の慣行として農業者を中心に行われてきたものであります。今日、農村地域の構造変化により集落機能が低下をし、適切な保全管理が困難な状態となってきました。そのため、町としてもこの農地・水・環境保全向上対策事業を農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図る契機ととらえ、地域ぐるみで行う共同作業を積極的に支援していきたいと考えておるところであります。

また、中山間直接支払事業の対象地区と同様に、集落による共同作業が定着をし、村の総事として農地の保全管理が図れば、これは大変理想的なことであるというふうにも考えておるところであります。今後は、施策の本格導入に向けた仕組みが具体化され次第、説明会を開催し、多くの集落に参加していただけるよう推進してまいりたいと考えております。具体的には10月に説明会を開催をし、年内には参加希望の取りまとめを行っていききたいと考えておるところでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 明確な答弁いただきました。10月に説明会をして年内に希望取りまとめということでありまして、非常にスケジュールとしてはいいのではないかと思います。10月の説明会についての集まっていたく方々についてはどのようなメンバーを想定されておられるのか一つ質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 説明会の集まるメンバーはというご質問でございます。ただいま考えておりますのは、特に地域集落に明るい方で転作推進のお世話を願っていただいております方などが一番適切じゃないかなという気持ちしておりますし、またそれぞれ集落の方には推進委員会の設置もお願いしようというふうに今、考えているところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） この日程の中で、特に説明会をされた後に、集落等からの希望があれば是非とも出前説明会もすべきだろうと思いますが、そういったことについての心もちはどうなんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただ今のご質問でございますけれど、当然ご要望があれば、出向いて説明したいというように考えております。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） しっかりと集落の方への働きかけを取り組んでいただきたいと要望します。

次に入ります。二つ目、大山恵みの里構想、実現に向けてということであります。

大山町総合計画で、まちづくりのシンボル施策として位置付けた大山恵みの里構想、その実現に向けて、振興計画が策定中であり、今年はこの秋には立案の予定であります。

さまざまな分野の町民参画の中、策定された振興計画が着実に実現していくための、その方策がこれから重要なポイントになると私は考えます。デスクプラン的な振興計画にならないために、短期、中期、長期に、また総合的にそして効果的に具現化し、事業推進していくための拠点でありシンクタンク的な核となる組織体・事業体が不可欠と考えます。

総合計画の中にも、大山恵みの里構想推進の体制づくりが示されており、平成19年度からこの振興計画がいよいよ具現化へスタートします。今年秋から来春にかけては、振興計画を継続的に効果的にそして戦略的に、事業展開できる組織体制づくり、検討が急がれますし、重要な期間と考えております。また有能な人材確保も重要です。恵みの里構想、振興計画具現化に向け、どう取り組まれるのか町長に質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは大山恵みの里構想実現に向けてのご質問に答弁させていただきます。

現在、総合計画を具現化するためのひとつの取り組みとして、大山恵みの里づくりプラン策定プロジェクト推進会議が行動計画を策定中ではありますが、議員ご指摘のとおり大山恵みの里構想推進に向けた基本的な要件として推進組織の充実、専門的知識を備えたスタッフの充実、リーダーの養成や拠点の整備が欠かせません。あわせて、経済活動として成り立つような仕組みづくりも求められているところであります。

また、町民の皆さんのこの活動への関わりも大変重要な要素となるというふうに思っております。

行政と町民の皆さんが力を合わせて取り組むことのできる目標を示し、共に行動し、行政任せや住民任せにならないようお互いの責任を確認しあいながらの取り組んでいくことが必要であるというふうに思っています。

大山を訪れる方は、減少傾向にあるとはいえども100万人を超えているところがあります。この人たちは大山に魅力を求めている人たちであります。大山をキーワードにこの人たちを対象に事業を展開し、大山町活性化の方向を考えていきたいと思えます。

以上、申し述べました基本的な考え方を踏まえまして、現在大山恵みの里づくりプラン策定プロジェクト推進会議で策定中の行動計画と、総合計画のシンボル事業との整合をはかりながら大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに思うところです。以上であります、

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 質問いたします。組織体、事業体、必要であるという認識を示されましたが、いよいよこれは4月から振興計画面具現化するわけですけれども、4月実施に向けて組織体もきちっと作って取り組んでいくということなんでしょうか。いつからそういった組織体というものについては立ち上げて整理をして取り組んでいくかということについてまず訪ねたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきます。今、この計画、多くの個人あるいは団体組織の方々に参画をいただいて今行動計画、実際に行動する計画を作っているところであります。まもなくそのまとめができるころであります。今既にそういった取り組みをする中で、取り組まなければならない、あるいは取り組める課題については、既に取り組んできている項目もあるわけでありまして、これからその示された計画、あるいは策定された計画に基づいて、相対的に町を上げてこの事業の取り組みを進めていくわけでありまして、その課題の中で改めて組織を作らなければならないものにつきましても、組織を立ち上げていかなければならないと思っておりますし、またそれぞれ今ある組織の中で、この計画に基づき、あるいはこの計画を元に行動をできるような組織であれば、それはその組織をさらに充実をし、行動を促していくということになるだろうというふうに思っております。

したがってこの計画を推進していきますのは、決してある一つの組織ではないというふうに思っておりますし、いろんな関わり合いの中で、いろんな組織団体、個人の方々、これが行動を起こしていただくということが肝要だというふうに思っておりますし、そのような考え方の中で必要な組織についてはもちろん、早いうちに組織づく

りについての取り組みをしていかなければならないというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 私の考えと町長の考えとちよつとずれがあるのかなと考えますが、この質問の中にも書いておりますように、この大山恵みの里構想は非常に多岐にわたる内容の提案、計画であろうと思っております。それぞれの計画を計画的に戦略的に仕上げていくこととなりますれば、まあ短期的に取り組むものもあるでしょうし、長期的な視点で、戦略的のものを組みながら仕上げていくものもあると思います。いずれにしても私は、それを束ねる核である組織体が必要だと思っております。今、町長の答弁の中では、そのものの姿が見えておりません。私はこの核となる組織が、どういう形であるのか、これから来年の春に向けて、中身を詰め検討して4月には立ち上げていく、そしてそのところの戦略的なものから4月以降いろんな行動計画を発信していくということであろうと考えておりますけれど、おったところですけど、先ほどの町長の答弁の中にはその姿が見えてきておりません。

特に、これから検討され実施されるでありますよう指定管理者制度でありますところの交流産業的な関わりとなりますところの山香荘の問題であり、中山温泉の周辺の問題であり、いずれにしてもこれも大山恵みの里構想の中で人を交流し、そこで産業を起し活性化していくプランの中でのやはり位置付けがあると思っております。そういうことも指定管理者に出す、を実施するという事についてもどういう位置付けの中で指定管理者に取り組んでいくのかというような議論もやはりしていく中で、大山めぐみの里構想のスタートに入っていたいただきたいと思うわけでありまして。さまざまな問題点をいろいろ統括しながら議論をし、検討をし、戦略を練って進めていく核があってこそ大山恵みの里構想が、確実に着実に一步一步道筋をたどりながら歩いていくものだろうと思っております。この組織体について、新年度に立ち上げる考えがあるのかないのか、この点についてももう一度町長の思いを述べていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは再質問に答弁させていただきますが、大山恵みの里構想、これは議員もご承知のとおり、総合計画の中のシンボリックな事業だという位置付けをしておるところであります。そのように大変大きな広範囲の課題であります。そういった中で、そういった基本的な大きな方向を目指す中で今具体的に地域の活性化に繋がる産業の連携による、経済活動も含めた活性化につながっていく方策というのは何なのかというところの方を具体的に今、プロジェクトの推進会議の方で今検討しておるところでございます。そういった中で、そういった総合計画までの広い範囲の

中での事業を推進していくそのかなめということになれば、どうしてもおのずとそれは行政の一つの大きな役割でもありますし、また今、実際にプロジェクトとしてご協議をいただいている皆さん、この組織、これがこれからどういう役割をしていくのかということも、これから検討していかなくてはならないと思っています。

したがって基本的に私の思いの中では、こういった計画をそれぞれが認識をし、理解をする中でそれぞれの立場でそれぞれの役割をきちっと踏まえ、行動、活動していただくことが全体に大きな効果があがっていく、そういった意味の計画ではないかなというふうに思っております。

要は、それぞれが違った目標に向かって事業を進むのではなく、一つの同じ目標、同じ目的に向かって、事業なり活動をしていくそういった指針というものが、この恵みの里構想における今の大山の振興計画を作っている、今の計画だというふうに思っております。そういった中でその調整コントロールするそういった機能が、組織として大きな見地で必要だというような観点であればそういった部分も当然考えていかなきゃならないと思っておりますが、そういう意味では広く総合的なまちづくりのプランでありまして、それをやっぱり実行していくには行政住民、そして今のそれぞれの団体、組織の皆さんが同じ目標をもって力を合わせていくということがまず大事ではないかなと思っているところであります。

決してその上での推進していく組織が必要でないというふうには思いませんが、その役割をどこが担うのかということもそういう意味ではこれから検討していかなければならない課題ではないかというふうには思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 了解いたしません、回数がきましたので終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 私はもうすぐ近づいております全国大会に向けての観光の取り組みについて質問いたします。

観光は、旅行・宿泊・輸送・飲食・土産品業等、裾野の広い産業であります。そのことから、地域経済活性化に大きな影響をもたらすことが期待されることは周知のごとくです。時代が変化して、モノから心の時代へと移行する中、団体旅行が減少し、従来からある名所旧跡、見物にとどまらず、滞在、体験型の旅行が人気を集めてきているところです。

観光の言葉の意味をたどって見ますと、観という字には、観じという熟語がありますように、見せる・示すという意味もあり、また光という字には、その地域の光、すなわち素晴らしい部分ということでもあるようです。つまり、国や地域の素晴らしい部分を見る、あるいは見せるのが観光ということになるろうかと思えます。自己の文化

を理解し、誇るべき地域づくりを進める役割をも担っていると言えるのではないでしょうか。

さて、目前に全国スポーツレクリエーション祭、また来年には、全国和牛能力共進会の開催が予定されています。PRをしなくても多数の人が来町される大きなチャンスであります。ハード面の準備はできていることでしょうか、ソフト面の町民の皆さんのもてなしの心の準備はできているのでしょうか。

この大会に参加された人が、また家族を連れてゆっくり訪ねてみたい、また違う季節に大山町の自然を味わってみたい、そして大山町の皆さんの人柄に触れ、田舎の生活を体験してみたい等、感じていただけたらこの大きなイベントの終わったあとも少しでも町の活性化につながるのではないかと考えます。大山町民全体の歓迎ムード、もてなしの心をもっと高める方策が必要ではないでしょうか。

そこで提案ですが、大山町独自の最新の観光マップを早急に作られてはいかがでしょうか。例えば、表には名所、旧跡、また新しくできた観光果樹園等の地図、また家族旅行者の方等が困った時の病院、薬局などを載せるということです。裏には、町内にある食事処や地元の野菜や魚が買える施設や、みやげ物屋さんなど観光客の目線に沿った視点で作られることが大切かと思えます。

また大山町民もあらためて自分の町を再発見し、いつ、どこでも、道を尋ねられた場合、笑顔でスッと答えられたら、このパンフレットを差し出すことができましたらもてなしの心が発揮できるのではないかと思います。

また、特に様子の分からない県外の人たちがどんなにか安心され、印象を良くして帰られることでしょうか。今やリピーターを増やすことも観光の原点であります。全国大会開催に向けて、是非広報だけでなく、号外も出していただき、町民全体で向かえる準備をされたらと思えます。町長の考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、吉原議員さんの全国大会に向けての観光の取り組みについてのご質問についてご答弁させていただきます。

観光の意味しますところやおもてなしについての考え方につきましては、まさに吉原議員が言われるとおりでというふうに思っております。観光事業者はもとより、全ての町民がそうした「おもてなしの心」を持って接することが大切であること、全く持って同感であります。

目前に迫りました全国スポレク大会であります。現在各方面で諸準備を着々と進めており、受け入れには万全を期していきたいと思っております。議員さんご指摘のとおり、多くの参加選手・関係者の皆さんが本町にお越しくくださいます。更に、琴浦町で開催されますラージボール卓球の参加者の一部の宿泊も大山町で受け入れることとなっております。本町の優れた資源を広くPRし、広めていく大変貴重な機会と認

識いたしております。

歓迎機運の盛り上げでございますが、報道機関への情報提供によるPRや町報への掲載はもちろんのこと、機会を捉えて呼びかけを行なってきております。歓迎体制がありますが、ソフトバレーボールでは開始式前日に歓迎前夜祭を行ないません。ここでは、郷土芸能の披露などの他、手作りの郷土料理でもてなすこととしており、10月3日にはメニューの試食会も予定いたしておるところであります。また、小学校4年生以上の全ての児童が応援の旗を作成し、開始式の際に手渡しすることにもいたしております。3B体操では名和地区保育所の年長児が集団演技で歓迎の意を表す予定であります。宿泊地の大山では、歓迎装飾はもとより、心のこもった応接を心がけるよう、大山の自治会や大山旅館組合の皆さんと話し合ってきております。さらに、大山の恵みからす天狗市を開催していただき、本町の特産物をご紹介しますと共に、滞在時間の短い3B体操の参加選手には特製特産物カタログを配布し、本町の魅力をお届けすることとしております。

さて、独自の最新観光マップを作っては、とのご提案であります。現在新しい観光パンフレットを作成作業中でありまして、重複作成は避けたいということもあり、パンフレットは現行のもの、マップは大山山麓全てを網羅した広域マップを活用したいと考えております。これに併せ、大山がNHKの衛星放送番組「日本の名峰」で視聴者投票第3位に選ばれましたので、これをPRするチラシに大山寺周辺のお散歩マップを刷り込んで配布したいと考えているところでございます。食や特産品に関するマップにつきましては、大山恵みの里構想の推進に併せて検討してまいりたいと思っております。

これから開催まで残された短い期間ではありますが、広報紙はもとよりいろいろな媒体を活用してPRに努めると共に、お越しいただいた皆さんに満足をお持ち帰りいただき、再び大山の地を訪れていただくことができますよう、できる限りの取り組みを行なっていきたいと考えております。更に来年開催されます全国和牛能力共進会に向けても、全町あげての歓迎体制となるよう、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 先ほどの答弁で、スポレク祭に関してのそれぞれの受け入れ体制は、前回の岡田議員がされました答弁にありましたので認識しております。私が申し上げたいのはですね、8月になりますけれど、たまたま大山町のロビーにいらっしゃたら、夫婦連れの旅行者とみられる方々が、夫婦だと思いたすが、役場のロビーの前を行ったり来たりされてたんです。何往復もされてました。それで私おせっかいな性格なもんですから、「どうされましたか」って声をかけました。たまたま町民課の受付の方は他の仕事をされてまして、ちょうどタイミングが悪く対応ができ

なかったこともありますけれど。で、声をかけますと、「今、車で来ているわけです、東京から。それで大山町の地図が欲しい」とか「道路地図が」と言われまして、慌てて大山町の受付からこういうものを差し上げたんですけれども、これですね、置いてありますね、受付に。これではちっとも大山町の町内の車でどこをどう回ったらいいのかっていうことがちっとも案内ができないわけです。それで口で一生懸命教えて差し上げたんですけれど、例えば時間があれば私もおせっかいですからいくらでもお付き合いしたかも分かりませんが、梨の時期で梨の選果場っていったら一応口で案内はできたんですけれど、あとの食べ物屋さんとか、大山町にあります主な観光地とかを口で説明しようと思ってもなかなかできないわけです。で、その二人は取り合えず案内を差し上げただけで感謝しておられましたですけれど。近くに選果場がありますよとか、下の御来屋のそばには一応魚屋さんがありますよとか申しあげましたけれど、これで本当に大山町のもてなしの心が本当に発揮できるだろうかと思いました。

また、病院のことですけれど、たまたま、また8月に役場の前を立っておりまして、今度は親子連れが子どもさんが近くの休憩所で、大山町の福尾にありますあその休憩所で怪我をされたそうです、頭を打たれて。で、ここは庁舎だろうと思って慌てて駆け込まれかけまして、私に出会ったものですから、近くに外科病院がないかと言われまして、これは緊急を要する、そういう気持ちもありましたので、取り合えず町内にあるキマチ外科さんまで、車で後ろについてきてもらって案内して差し上げたんです。口で言おうと思ってもなかなか私なんか苦手なものですから、案内するのは余計ですけれども連れて行って差し上げた経過があります。

まあ、事細かく全部行き届こうかと思ったら大変なことだと思いますけれど、一つそういう大山町の地図と、表にそういう地図があつて裏にもっと詳しい食事を提供されるどころとか全部ありましたら、長く大山町の中にとどまっていただけじゃなにかと思ったりもいたします。何も資源がない私たち、国も観光立国とかって手を上げられましたよね。また鳥取県も観光立県と言って手を上げられました。で、大山町もそんなに今これから産業が大発展するわけでもありませんし、そしてまた私たち今住民はまだまだ東京と違って不景気ですので、朝から晩まで自分の生活が手一杯なところもあります。ですから行事でもてなすのも結構ですけれど、日ごろせめて私たち自身が観光大使というかそういう気持ちをもって接すれば、またそれはそれで観光として生きていく道が少しずつ活性化していくかも分かりません。その辺が大事かと思うんですけれど、どうお考えになりますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。外からの来客された方々、外からだけではなくて町民同士もかもしれませんが、そういった親切にもてなしをするということはもちろん大切なことでありますので、おっ

しゃるとおりだというふうに思っておるところであります。まあこれから大山恵みの里構想という形の中で、大山というものをシンボルにして、多くの方々にこちらにお越しをいただきたい。さらには、高速道路も間もなく来年度には名和インターまで完成をするというような状況にもあるわけでありまして、そういった意味ではこれからそういった基盤もできてくる中で、我々一人一人が外から来るお客さん、こういったものを迎えるという、そういった心を持つということは大事だというふうに思っておりますので、もちろん機会をとらえてそういったような取り組みもしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

先ほど答弁で申し上げましたように、マップ、今これも作成中でありまして、さらに今、特に高速道路の開通に合わせて町内の道路利用、これをどういうふうにしていったらいいのかということも実は国、県、そして大山町と一緒に今協議をしている最中でありまして。要は、高速道路からインターから降りて、どういうふうな経路で道路を通っていけばどういった所に行けるかと、どういうふうに誘導していけばいいのかというようなどころも、今専門的な方々も一緒になりながら今検討もしているところでありまして。そういったような状況も踏まえてやはり適切な誘導ができるようマップを作っていくかと思っております。そういった状況も踏まえてやはり適切な誘導ができるようマップを作っていくかと思っております。そういった状況も踏まえてやはり適切な誘導ができるようマップを作っていくかと思っております。そういった状況も踏まえてやはり適切な誘導ができるようマップを作っていくかと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 最後に、確認になりますけれども、その観光マップというか、大山町独自の立派なものになる可能性があるかと思っておりますけれども、私が申し上げたいのは、手近にこういうチラシみたいなものでもいいですから、取りあえず全国大会の前に町内の簡単な案内の観光マップの裏に詳しい食堂とか、果樹園の最新のものとか、買い物ができるところとか、大山寺だけじゃなくてとにかく町内全部の食事処とかを入れてあげると、また人が来られるとまた食事処の人も努力するわけですし、そういうことを申し上げたいんですけれども、チラシでもいいんですけれども。二重にはなるでしょうか。そんなにお金かからない、安い紙でもいいんですが、そういうことをされると住民ももしかして各家にこういうのが配って、どうぞ道案内を聞かれたら言ってあげてくださいということになりますと、ああ、あるんだなとよけい自覚がされると思うんですけれども。来年の共進会までに間に合えばですけれども。というのがですね、最近ですけれども、あるホテルとかそういうところで、お客さんが行きますと癒されるために行くはずなんですけれども、そこが企業経営が削減というか厳しいもんですからパートとかそういう従業員さんをたくさん雇われたと。そうなるただ自分はその仕事をしているだけで、もしその近辺にいいところがないかと言

われても分かりません。とか、そういう状況があるそうなんです。そうすると自然にまた人がそのホテルに来る人が減っていくと。

ですから、町民の皆さん、大山町全体が観光会社でもありませんけれど、そういうふうなとらえ方も必要ではないかと思うんです。それでその中で私たちが使命感をもって大山町を観光立町にしていくんだという使命感を持たすためにも、こういうチラシ、安いチラシでもいいですから、そういうのを裏表刷られて配られてもいいんじゃないかと思いますが、広報だったらこの1ページのこれだけの分量で済むわけです。それを全戸に配るということも、案外面期的でみなさんが自覚されるんじゃないかと思えますけれど。今でしたら、私たちは今生活が忙しいけどどころじゃないわ、と思われてる方もあるかと思えますよ。ですから本当に知らない人が来られた時に、本当に素っ気なくしてしまうのか、自分は分からんから説明できんと言って逃げてしまうのか、またこういうチラシがあればこれを渡すだけでも一応役目が果たせるわけです。そういうことに関して最後にお答え願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは再々質問に答弁させていただきますが、議員さんおっしゃる意味は十分に承知をいたしておるところであります。そういう意味では、町民一人一人全員がそういった思いになっていくということは、理想として大変それはありがたいことですし、目指すべき課題、目標でもあるのかもしれませんが、いずれにしても、そういったような意識をまずは、我々職員、そしてそういった観光施設に、観光地等に従事される方々、その周辺の方々は特にそういった意識をさらに強く意識していただかなければならないし、そういった取り組みにをしていかななくてはならないと思っております。

今、パンフレットのこともありました。リーフレット等、おっしゃる意味も十分に理解をいたします。先ほども言いましたようにいろんな角度から、道路利用、あるいは農産物なり海産物なり、大山町の資源、あるいは歴史・文化、そういうものの啓発も含めた誘導していくための施策なり計画を進めておるところでありますので、ちょっとスポレクには、今おっしゃるような部分は間に合わないかも知れませんが、もちろん、そういった厚いパンフレットだけでなく、今ご提案いただきました気軽に配られるリーフレットの的なもの、こういうもの合わせて検討はしていきたいと思っておりますので、また、ご指導、ご助言いただければありがたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鹿島 功君） 次、11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 11番議席の諸遊でございます。このたびは2点、私の考えを述べ、町長及び執行部の皆さんのご意見を聞きたいと思っております。

まず始めにごみの指定袋の有料化についてお尋ねしたいと思います。平成19年つまり来年の1月よりごみの指定袋の有料化が検討されております。ごみ有料化の目的は、ごみ減量化の一層の推進、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性、ごみ処理費にかかる財源確保などの観点などがあげられます。また、県内の市町村の状況を見ますと、ほとんどの市町村がごみ袋の有料化施策を実施しておられます。我が大山町では、可燃物ゴミが3,600トンから3,800トン、費用が約4億かかる聞いております。無料が町民として1番いいことなんですけども、町民の一人としてこの有料化もやむを得ないことなのだろうかと思うわけでございます。

そこで次の4点を町長に問いたいと思います。一つ、原案では大袋45リットル入りの大袋が40円、小袋25リットルが20円の予定でございますけど、その額は他の市町村、他の自治体に比べてどうなのか。高いのか、安いのか。まず1点。2点目は、有料化することにより、財政的にどのくらい削減なのか。3点目は、有料化することにより、現在より今よりも不法投棄が増えるのでないか、こういうことを町民が心配しております。今、監視委員さんが旧町で各一人、一人ずつですね、合計3人いらっしゃいますけども有料化になれば不法投棄が増えるじゃないかという心配もありますけど、そういう対策はとっておられるのか。そして4番目に町民にごみ減量の啓発と有料化せざるをえない説明責任はどうされるのか、以上4点、まず質問したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは諸遊議員さんのゴミ指定袋の有料化についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、はじめに指定袋の単価の案について他の自治体と比べてどうかというご質問でございました。現在、鳥取県西部におきましては、米子市以外の市町村において指定袋が導入をされております。

指定袋が導入されている市町村の中には、複数のサイズを定めているところもございしますが、可燃用袋の場合、どの市町村でも、容量が40から45リットルの袋が取り扱われており、一枚当たりの価格は30円から50円の間で定められております。大山町における有料化案では、容量約45リットルの可燃用大袋について、一枚当たり40円と設定をいたしておりますが、これは、他の市町村と比較しても、高い価格設定ではないと考えておるところであります。

次に、有料化によることによって財政的にいくら削減できるのかとのご質問でございしますが、今年3月に住民の皆様へ無料配布をいたしました指定袋を有料で販売したとして仮定し試算いたしますと、この分だけでは約3,600万円の収入となることとなります。

さらに、有料化することにより、現在より不法投棄が増えると予想されることに対

する対策についてということでございます。町では、先ほどもありましたように現在、中山、名和、大山各地区に1名ずつ、不法投棄の監視員を設置しております。監視員は月2回、町内を巡回し、不法投棄物の発見した時には町へ報告することとしており、有料化後も、引き続き現在の体制を維持しつつ、不法投棄の早期発見に努めていきましたが、あわせて、有料化直後は、町職員によるパトロールの回数を増やしたりする対応をしたいというふうを考えておるところであります。また、不法投棄の防止について啓発を行い、不法投棄の未然防止を図っていきたいと考えておるところであります。

次に町民へのごみ減量の啓発及び有料化の説明についてのご質問でございますが、ごみの減量につきましては、広報だいせんに掲載をし、啓発に努めているところでありますし、今後も啓発を図っていきたいというふう考えております。

また、有料化につきましては、5月30日と6月1日に廃棄物減量等推進員会議、そして8月8日の区長会で説明をいたしました。今後の啓発は、広報だいせん11月号への記事掲載及び各家庭への広報チラシ配布により、周知を図ってまいりたいというふう考えておるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） はい、ま、だいたいよく分かりました。つまりね町長、1番心配すること。それは町長も町民から選ばれてなられた方、我々も町民から選ばれてなった議員でございます。町民が今、1番心配しておるのは、合併してひとつもいいことがないが、税金は上がる、利用料は上がる、すべて上がる。まんだごみま値上がりするののかと言う声をたくさん聞くわけでございます。ね、町長も多分、そういう声を聞かれるじゃないですか。21名の議員、ほとんど町民のそういう声を聞きます。

で、確かに、ただより、ただが1番いいですけど、今の現状見れば私が先ほど言いましたように有料化せざるを得ない、そのことをやっぱり町民に、確かに広報なんかやで今出しておられますけど、特集号でも組まれて、合併したからゴミが有料化になったんじゃないですよ。皆さんはおかしいもんで合併したけ、ゴミ代が有料化になったと言う短絡的な町民は思う人があると思います。たくさんの方が。その辺の説明をね、きちんとされんとだめじゃないかと思っております。首をひねっておられますけども、違いますか。それ1点まずお願いします。後はだいたい同じ考えですので。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。当然、合併という大きな変化の中で、住民の皆さんそれぞれの受け止め方があるだろうというふうに思っております。合併を進めていく経過の中でも、決して豊かだから合併をするわけではない、今おかれた状況の中で自治体運営をしていく上でさまざまな課題を解決する上で、合併を選択しなければならない言うことを私は私の立場で説明をして

きたつもりでございます。いいこと悪いこと、とらえ方によって色々それは受け止め方あるんだろうというふうに思っております。住民に負担を強いるということはもちろん我々としては心苦しい思いではあります。しかしながら、住民にすべてのサービスを財政状況以上に無理に施すことによって、町が財政的に逼迫をし、先行きならないような状況になってはならないわけでありまして。そういったところをご理解いただく努力は我々としてもしていかなければなりませんし、議員の皆さん方も同じ町民から選ばれた立場というふうに言われました。同じ立場の中でここで議論したことについてご理解をいただき、そういった役割も期待をし、お願いをしたいというふうに思っているところであります。

いいことはなかなか目につかないものでありまして、つつい悪いことの方が大きく口に出てしまう、とやかく言われるということだろうというふうに思っております。今回のゴミのこの有料化問題につきましても、基本的には財政負担を軽減をするという目的も確かにはあるんであります。先ほど申し上げましたように、ゴミ袋で3,600万円ぐらいのことでありますし、買ってもらって3,600万円であります。3,600万そのまま入るかと言いますと、ゴミ袋作る経費もかかるわけでありまして、今課長に聞きましたら油が上がってきてまして、ゴミ袋1枚の値段自体も原価も高くなって来ていると、そういう意味ではこれを有料化することによって、じゃ財政が3,600万まるまる浮くのかというところではないというふうに思っております。やはり一人一人が、ゴミの減量化をこの負担をすることによって、また意識が改めて減量化に向かっていたらゴミの処理の経費が減少するわけでありまして、そういった意味での大きな財政の経費の節減につながっていく効果もあるのではないかなど期待をしているところであります。そのほかさまざまな施策の中でこれから、もちろん住民の皆さんにサービスとして高いサービスを提供していくという考え方は持たなくてはならないというふうに思っておりますが、その中で必要によっては住民の皆さんに負担をしていただくということ、これもこれからいろんな場面であるかと思っております。

そういった意味で、今の状況等住民の皆さん一人一人にご理解をいただく努力、これを怠ってはならないというのは肝に銘じておるところでございますので、そういった状況も踏まえて、住民の皆さんに周知をしてご理解をいただくよう努力をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） はい、よく分かりました。しっかり町民に有料化する説明責任をされまして、皆さんに理解を得られるようによろしく願います。ということでございます。

続いて、いいですね議長2番目。2番目の天ぷら廃油回収について、町長の考えを

伺いたいと思います。数年前より、高田地区にある居宅支援施設「柿ノ木村」において、天ぷら廃油を回収され、それを精製してバイオディーゼル燃料として再活用されております。

現在、我が大山町も巡回バス一台がこのバイオディーゼルエンジンで運行しております。町内からも学校給食センター、養護施設、老健施設、業者、旅館などから天ぷら廃油を供出されておりますが、その柿の木村さんに聞きますと目標の量の半分しか集まってこないということでございます。

そこで私は、月に一回、第4月曜日、最後の月曜、たとえばですよ、は、各集落で家庭が出ました家庭の天ぷら廃油を集落の一カ所に回収し、それをその事業所が集めて、たくさんそういうものを作られ、その施設の運営資金にもなりますし、それを大山町が使って、環境にやさしい、町長が絶えず言っておられます、環境にやさしいまちづくりを皆さん地域ぐるみでしたらどうかと提案する訳でございますけども、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁されるところでございますけれど、ちょうど12時近くなりまして、ここで答弁はですね、午後の部にしていただきたいと思います。暫時休憩いたしたいと思います。再開1時にしたいと思います。

午前 11時58分 休憩

午後 1時 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。午前中の諸遊議員の質問の答弁をお願いいたします。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは諸遊議員さんの天ぷら廃油の回収についてのご質問に答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、廃棄をされているものを資源として利用していく取り組みは、必要であるというふうにご考えておるところであります。柿ノ木村におきましても、日量100リットルの廃食用油の精製処理が可能であり、現在の処理回数は週に3回から5回と伺っておるところであります。現在、町内の公共施設におきましても、学校給食センターや一部の保育所で廃食用油の提供に協力しておりますが、施設の処理能力もありますので、まだ提供していない公共施設についても、今後、廃食用油の提供について検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

また、各集落にステーションを設けて廃食用油の活用をしたらとのご質問ですが、現在、町におきましては、石油に替わるエネルギーの導入に向けて検討を行なうため、大山町地域新エネルギービジョンの策定に向け、取り組みを進めております。この中で、太陽光や水力、風力エネルギー等の利用と合わせて、こういった家庭から排出されます食用油などを利用したBDF燃料の利活用やそれらの資源の収集形態等

も含めて、今後検討を進めていきたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） はい。合併前、今、地域整備課の課長が水道課長をしておられるとき、下水道を押し進める時こうおっしゃいました。コップ1杯のてんぷら廃油を浄化するには、風呂の水、水槽で5、6杯の水槽の水が必要なんだとおっしゃいました。大変今、てんぷら油を固形化する材料もあるようですけども、そして固形化して燃やすのではなく、町長がおっしゃったように、それをいかなる方法かいろいろ検討される余地はあると思いますけども、集めてそれを業者が回収され、それをバイオエネルギーとして町内の公共のバスとか、また大山寺の旅館の方もそういう環境ということで8月頃からでしたでしょうかね、6月頃からでしたでしょうかね、そういう送迎のバスにも使っていらっしゃいます。ぜひとも大山町そろって、こぞって、町民こぞってそういうことに取り組んでいきたい。いってみたいと思います。特に山口町長は、名和町長時代から風車にしましても、ISOですかいね、あれにしてもいろいろ環境面には前向きな姿勢ということはよく存じておりますので、その勢いで町民にこういう啓蒙しながら実際行動していく。もう一度決意をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきます。議員さんおっしゃるとおり、まずは環境問題、家庭から考えていくというのが1番重要だという認識は同じ思いでございます。先ほど来、ご質問にあります家庭用の廃食用油であります。これにつきましても今、柿の木村に限らず、そういった意味では受け皿としてこれを新しいエネルギーとして活用していくという体制、それができてきつつあるところあります。まずは集めてもそれを活用する方法がないといけないわけありますから、そういう意味ではそういった環境ができてきたのかなあというふうに思っております。これに限らず、この廃油を燃料として活用していくというようなことに取り組んでおられる所もあるわけありますので町内に、そういった意味でこれから先ほど申し上げましたように、新エネルギービジョン、今全町での新エネビジョンに取り組もうとしております。各家庭の皆さんにこれからアンケートをお配りをして、旧大山地区はもう終わっておりますのであれですけど、名和・中山地区に各戸にアンケートを配布してそういった状況等もお聞かせいただくような取り組みをするところであります。どのくらいそういった量があるのか、それによってそれが事業としてエネルギーに変えていくような取り組みができるのか、そういうようなところもまたその中で検討をし、おっしゃるような取り組みも場合によっては可能であれば取り組む姿勢に取り組むような体制も作っていかなければならないかなと思っております。そ

の計画を少し立てる中で、議論してまいりたいと思いますのでしばらく検討させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 議長、了解。

○議長（鹿島 功君） 次、17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 私は、今回の質問を大山を世界遺産にということで質問いたします。

私は、6月30日の常田議員との懇談会の席上、大山を世界遺産にとの自分の願望意見を述べたわけでありますが、西部の観光資源の最大のものは大山でございます。しかし、その開発発展を自分なりに考えますと、難しいことばかりで良い方策も浮かびませんでした。

平成5年ですが、5年に日本で最初に世界自然遺産に登録された秋田・青森にまたがる白神山地を見た時思ったのは、これはテレビで見たわけでありますが、その山地の情景を見たとき、白神山地より大山の方が勝っているのではないかと、これなら大山は世界遺産になれないことはないと思った次第であります。

しかしながらずっとその他の発展のことを考えた場合に、観光等のことでいけばなかなか世界遺産ということを考えるのは、これ以上難しかったと私は考えておりますが、これなら大山は世界遺産になれないことはないと思った次第であります。開発等ができれば、逆発想として自然環境等を守りながら交流や観光の発展が期待できると思うのであります。

私が、大山を候補とする考えの一端は、形成過程や地質的要件も180万年前より1万年前にかけて形成された国内有数規模の成層複成火山であり、1936年には昭和11年2月1日には大山国立公園として指定を受け、植生も西日本一のブナ原生林や国の特別天然記念物で樹令600年から経たダイセンキャラボク純林もあり、このキャラボク純林は、昭和2年（1927年）6月14日に天然記念物の指定を受けていて、昭和27年に名称変更によりまして特別記念物指定、基準植物の2にされています。また公園にある甲川も百選の中に名を連ねる川で、これは川の関係といえますか、そういうもののあれで、ちょっとはつきり忘れたわけでありますが、とにかくそういう溪谷か川の百選の中に確か連ねておったと思います。その源流は、自然景観・植生・岩質等素晴らしいものがあります。

また、文化的価値に関しても、出雲国風土記にも記載があり、奈良時代養老年間に山岳信仰の山として開かれており、建造物にしても大神山神社奥宮や大山寺、そして阿弥陀堂等もあり、大山寺は三徳山と並んで開山以来約1300年の歴史を持っているのであります。また往時を偲ばせる僧坊跡等も無数にあり、無名橋、利しょう水、風穴等、古代のロマンには事欠きません。大山の名は、小説等にも登場し、日本百名

山としても数えられ、またこの間のテレビのアンケート調査放映では、日本の名峰、お勧めの山50選ですか、堂々の第3位として先ほどもお話もあったわけですが、紹介されておりました。

このように全国的にも知名度が上がってきた大山をぜひ世界遺産として登録の実現をしていただきたいと思いますのでありますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

また、文化遺産価値についてはどのようなものなのか、これは自然遺産関係も含めて所見を教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは野口議員さんの大山を世界遺産に、というご質問に答弁をさせていただきます。

大山の自然や歴史は、私たち町民にとってもすばらしい財産であるというふうに思っておりますし、先ほど来でておりますように、この夏のNHKの番組で視聴者が選んだ日本の名峰にも全国で第3位というにランクに入り、大変大いに誇れる山であることは誰もが認めるところであります。

その大山を世界遺産に登録してはどうか、とのご質問であります。観光資源としての大山と世界遺産に登録申請することとは観点が異なるものと考えております。日本には現在、世界遺産に13カ所が登録をされており、議員がおっしゃったように白神山地のブナ林は青森、秋田両県にまたがり大山の約5倍強の原生林にツキノワグマやカモシカ、イヌワシ等をはじめ多種多様な動物が生息をし、その生態は世界的に高く評価されたと聞いております。

さらに、大山と同じ山岳信仰の山として、熊野古道が世界遺産に登録をされましたがこれも奈良、和歌山、三重の3県にまたがり、ほぼ紀伊半島の山間地が指定された国宝4件をはじめ膨大な数の国指定重要文化財が登録されています。また、これらが世界遺産の登録により一層の保護や保存が強化され、登山者やマイカーなどの規制が設けられたりしますので多くの関係者の理解が必要となってまいります。

このような状況の中で大山を見ますと、世界遺産の登録基準である顕著な普遍的価値を有する資産、国宝等は現在指定がなく重要文化財だけであります。従って、大山単独での世界遺産登録は、現段階では内容、規模、質ともに決め手に乏しい状況にあります。従って、当面は教育委員会が現在進めております僧坊跡の調査をもとに、国指定の史跡をめざし、指定後の継続調査や復元事業による保護と活用の中で併せて検討を重ねていきたいと考えているところであります。いずれにいたしましても大山の文化や自然の恵みを活かして活気のあるまちづくりに努力をして参りたいと考えておるところでございますのでよろしくお願い申し上げます。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 野口議員さんの大山の文化遺産、自然遺産の価値、どうか

というご質問にお答えしたいと思います。

ご存じのとおり、奈良時代に山岳信仰の山として開山した大山寺は、平安時代には隆盛を誇っていたわけでありますが、その後火災などで多くの神社仏閣が焼失しました。江戸時代に一部の建物や再建が行なわれたわけですが、現在はお堂や僧坊がわずかに残るのみとなっております。

教育委員会では、こういったようなことも視野に入れながら、大山寺に関する古文書や仏像などの正確な文化的な評価といいますか、価値を掌握したいということで現在総合的な調査を進めているところであります。

現在確認されているものは、国指定の重要文化財が建造物で3棟、美術工芸の部門で5件が指定されております。

自然遺産の方ですが、山腹にあるブナの原生林約3,200ヘーバー、ここが保護されておりますし、これは垂直的な植物群落ということで西日本随一の規模を誇っております。また、9合目から頂上まで自生するダイセンキャラボクの純林8ヘクタールはおっしゃったとおり国の特別天然記念物に指定されております。特に日本海側の多雪地帯に分布するという意味では非常に貴重なものだと考えております。

さらに大山山麓に源を発する河川では、特別天然記念物のオオサンショウウオが生息しておりますし、こちらの方は日本に誇る価値があるのでないかと思っております。いずれにいたしましても、大山は中国地方における一大修験道の山であるということで、僧坊跡がたくさん、しかも良好な状態で残っております。教育委員会では、現在、文化庁の指導を受けながら大山僧坊跡の調査を継続しております。平成20年をめどに国の指定を受けるように今取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 今町長のお話、それから教育長のお話伺ったわけで、その下準備といいますか、そういうことのひとつとなるべきものも調査されつつあるということのようでございますが、なんにしてもそういう調査というものは大事なわけでありまして、客観的に見ましても西日本の中で自然遺産と私は大山に関しては複合遺産になる価値はあるんでないかと思っておるわけでありまして、日本の中で見ますと、いわゆる自然遺産的なものの、いわゆるひとつの国土の大きさから考えましても面積的なものは世界でもトップクラスに入るほど小さい面積ばかりであるわけで、そういうものと比べた場合には、取るに足らんというようなことも思われる方もあるかも知れませんが、われわれ日本の国民、そしてこの西日本の鳥取県大山にいる我々に取りましては本当にこれは将来にわたって残さなければならない貴重な財産でないかなと思うわけです。ひとつ、そのためにはやっぱりそういう国の史跡の指定を受け、そしてまたそういう世界的な遺産としても誇れる遺産があるわけですから、そういうことに持っていければと思うわけですが、私がひとつ思うのは、

いわゆるこのたとえば旧大山町、これは妻木晩田遺跡、そして大山、大山はそういうふうにはいろいろな文化自然両方あるわけでありまして、それから旧名和町でたとえば見れば、歴史に鳥取県等でも残るといえるのはやっぱり名和長年の関係、そして中山に関しては古いものはたとえば古墳、それから神社でいきますと逢坂八幡宮、これなんか780年代だったのでしょうか、千数百年も経っているはずですし、それから日御崎神社にしても824年でしたか、そういう西暦ですよ。そういう千数百年の歴史もあるわけです。そして岩屋なる古墳等につきましては、私、昭和20年代に入ってみたことがあるわけですが、そのときに絵がありました。それは私は変な色のクレパスで書いた絵だなと思ってその当時思ったことを覚えております。しかし、町史跡としてその当時史跡でありましたか、今もだかも知りませんが、いわゆるそれがですね、やっぱりそれだけ放っておけば、もう今現在行って入ってみましても、もうそういうかけらも見えない状態であります。やっぱり住民の皆さんが意識を持ちながら後世に残していくということになれば、やっぱりもう少しインパクトのあるもの、そしてそういう気持ちを絶えず持てる誇りを持って保存をしていく、それが世界遺産という名前であるのではないかという気持ちでおるわけです。旧中山でいけば今ほんとに鳥取県史等にでも残る物は今で思えば、退休寺ぐらいだないかという気がしておるわけです。

そうした場合、そういうふうにして本当にせつかくの財産が、もしもその時にほんともっといい調査ができてきちんとしてあれば、すばらしい価値があったんだかも知れません。ですけど、そういうふうにある指定がされながらも結局住民の意識の中でたまにそういう文献を見たり、町の広報見たりそのぐらいなことで終わってしまうわけですから、もう保存という考えもなくなるわけです。この間の我々が議員の皆さんも取っておられますが、鳥取ナウ等にも三徳山のこと、そしてこの大山のことも載っておりました。今、教育長がおっしゃいましたけど、ブナの面積なんかほんとに少ない面積であったわけでありまして、あれからもうひとつ鳥取ナウ等で見ても、野鳥が170種類、昆虫生物等が1000種類、ブナ林については800メートルから1300メートルの高さで1600ヘクタールということが鳥取ナウには書いてあるわけですから。幸い大山は国立公園の中でも、早くから国立公園として日本で、ほんとに最初の頃でき、いろいろなものがそういう生物にしても動物等にしても保護されてきた面が、いわゆるかまえない地区がたくさんありますから、あるということで結構実際には、世界の遺産の中で見ますと小さな面積だかも知れませんが、ほんとに国内で見れば有数のものではないかという気がしております。

今、調査等につきましても、いろいろやっていただいておりますが、世界遺産になるということに関しては、一朝一夕にはならないということでもあります。ですから今調査中でも、そういうことをやろうということで、町なり、町教委なりで

もが町民の皆さんに声を発し、そして県民に、また国民に対してもいろいろな宣伝等もできるわけですから、していきながらそういう調査を十分に終えて、ほんとの候補地としての立場になるんでないかなという気がする訳で、三徳山にしてももう何年来やっておられますし、それから今度あれがあれば、隣の島根県の石見銀山は世界遺産に登録されるということを知っておるわけではありますが、なんとか努力していわゆるこういう事だけで、今調査とかあれでなしに、もう少し行政的に今度は努力をしてみるという気持ち、教育委員会の方にしてもそれから町長部局にしても、そういうことをどうでしょうか、気持ちはないでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの再質問に答弁させていただきます。我が町の文化や歴史、史跡こういったものを我が町の住民がよく知り誇りを持ってまちづくりに活かしていき、さらに多くの皆さんにその思いを伝え分かっていただく取り組み、これは大変重要なことだと思っております。おっしゃるとおり、そういった取り組みの中でひとつの旗印として世界遺産とか、そういう意味では世界的に、あるいは日本的にひとつの価値を認めてもらう取り組み、そういうことによって多くの町民の皆さん、住民の皆さんの意識を高めていくということは、そういう意味ではひとつの方法としておっしゃる意味十分によく理解するところであります。先ほど来申し上げておりますように、ただ世界遺産としての認定をされる基準とか規模、さまざまな課題の中でまだ文化遺産としても、あるいは自然遺産としても大山としてはまだなかなかハードルが高いところの中で今、文化的な遺産これについて調査しながら国の指定に向けたりしながら今取り組みをしているという状況でございます。私がいただいた資料の中では、どうも世界遺産平成15年ごろに全国で候補地を調査した中には大山も入っておったようでもありますけども、最終的な詳細を検討する地域の中には残らなかったというような経過もあるようでございます。

そういった中で、それであきらめるのかという野口議員さんにはそういう思いなんだろうと思っておりますけれども、思いとしてはやはりみんなでこの自然大山という資源を活かしていく、そういったことは大事だというふうに思っておるところであります。世界遺産大変詳しい人がいますので、世界遺産研究会を立ち上げておられる教育長おりますので、そこら辺、その立場からも世界遺産としての大山の価値等そこら辺が向かっていけるのかどうなのかということも含めて、教育長の方からも少し答弁をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 野口議員さんの再質問にお答えいたします。大山のブナの原生林について、私も行くたびにやっぱり新鮮な思いをしておりますし、同じ気持ちでないかなと思っておるんですが、ブナの原生林だけで世界遺産というのはなかなか

決め手に欠くのかなあと感じております。白神山地の場合は、そこにたとえばイヌワシであるとカツキノワグマであるとか、その生態系そのものがまた貴重で他に類を見ないという付加価値がある。そのことが評価されておるわけです。大山の場合も熊の話はありませんが、イヌワシが生息しているということで今、関係者の中でその調査をしておられます。昨日もちょっとその辺どうですかって伺って見たら、今調査の段階だということでもありますし、それからあきらめたのかということですが、私は実はこれからが始まりかなとこういう認識をしております。先ほど言いました大山僧坊跡というのは文化庁の人の調査のたんびの話の中に、これは結構おっきなものだと、充分これから調査をすれば見事なものが明らかになるんでないだろうかということで、平成16、7、8と今年度までとりあえず、既存の調査をしておるわけですが、そのあとをですね、こういうものを町民や県民の方に何らかの形で随時PRをしていきたいと、事務局の中だけの検討ですけれども、そういうものをテーマにしたシンポジウムとか、そういうものを開きながら大山のそういう一連の自然であるとか文化的なものをPRをして、できれば機運としてそういうものに結び付けばいいなと思っております。

世界遺産登録そのものはユネスコに登録をして、ユネスコが認めてもらえれば世界遺産の位置付けになるわけですが、その世界遺産に登録するのはそれぞれの国の政府であります。日本の場合は、事前に政府がいくつかの候補地、先ほど町長が説明したとおり候補地をあげて、それを吟味しながらいろいろ精査しているところであります。石見銀山についてはすでに日本の中でも1級品だということで登録申請をして、後はユネスコの現地の確認が終わればOKという段階でありますし、三徳山については、まだ政府がですね、国の方がまだこれはどうかいな、という辺で国の方もまだ今調査をしておる段階であります。そういうほかのところの取り組みも参考にしながら、大山寺あるいは大山町内の色々なものを町民の方にも知ってもらいながら運動としてつながればいいなと思っているところであります。これから始まるかなとこういう感じであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 今、町長そして教育長の再質問の答えを聞いたわけではありますが、この中で町長も勉強しながら小出しに出しておられることがあるといますか、先ほど出てきた再質問の中で出てきたのは、大山も世界遺産の日本の環境庁と文化庁、文科省ですか、林野庁ですか、環境庁と林野庁が、平成15年の3月3日、3月25日、4月22日、5月26日と4回学識経験者からなる検討会を設置して検討しております。その中で確かに第1回の検討会資料、そして第2回の検討会資料には大山の名前が載っておるわけでございます。

ところが残念なことに第3回、第4回には載っておりません。そこまで残っているの

は鳥取県の関係では山陰海岸、これは一応のまとめとして京都・兵庫・鳥取3県、天橋立からかけて岩美海岸までということですからなかなかちよつと行政的な範囲が広いということもあるでしょうけど、これは残ったということでもあります。

その中のまず第1回には50平方キロ以上の重要地域の一覧としてBの717ということで大山ブナ林が入っております。そして次の3月25日の第2回には、すでに一定の要件を満たした地域一覧ということで森林生態系保護地域これが大山がその面積が32平方キロということで入っておりますが、残念なことにその次のなかで社会自然遺産登録の要望や運動の新聞報道が確認できた地域、たとえば過去3年間で環境庁調べというような中にはですね、山陰海岸は入っておりますけど、大山は入っておりません。その時には知床、富士山とかここに分かっておりますけど、何カ所か入っておるわけですが、消えてしまいました。ですが国としてもそういう第1回、第2回まで検討する中にこちらから頼まれなくても入れておるわけでございます。調査地として大事なところだと。西日本ではほんとにここです。あと九州で阿蘇山、そういうすばらしいものを、国の中でも各省庁の中でも認めているという遺産ではないでしょうか。

ですから、今、教育長も町長もそういういろんな段階があるその第1歩、確かに今私もこの質問も第一歩でしょうし、住民の皆さんこれからまたいろんなことで第一歩を始めるんでしょけど、とにかく第一歩はいろいろこうもう始めておられるということが皆さんにも分かっておるわけだと思ふわけですが、もう少し頑張ればここにあるようなことでいけば、世界遺産登録の要望や運動等新聞等にでも頑張ってやって継続していけば一年に一辺でも二辺でもいいじゃないですか。ひとまず小さなあれで。

そうすればそういうことを国は考慮するよということなんですから。ひとつ、せっかくまだ調査が完了してない、そんなことはいいじゃないですか、どうせもっと先でないという処理の細かいことはできるわけないわけですから。どんどんやっているとあります。ひとつ、そういう点についてどんどんやっていただきたいと思ふし、それからそういう調査まで勉強も町長しておられるわけですから、もう一步踏み込んで確認等やられれば、ほんとにこういう新聞報道なんかでもとづくにできておることだと思ふます。

その中でたとえば、今大山が3月25日には森林生態系保護地域ということですから、始めの面積要件よりかプラス一步3月の最初の3日の要件か、中に踏み込んだあれも見ていただいておりますということで、こんなに一からでなくともいい要件を抱えておるでないかなという気がいたします。ひとつ、なんていいますか、いろんなこれによってまたいろんな条件、たとえば富士山にしても、今何かと言うとトイレの問題等クリアーしなくちゃいけない、そしてまたそういうことは研究されている状態で、そうするとそれが大山にも当てはまるのが順次できていけるわけで、一つの目で見るとということよりか、やっぱり複合的に考えていただいて、いわゆる観光面もあれば自

然の面もあれば、自然保護、いろんな観点からの世界遺産候補ということを考えて場合に住民意識の改革等ができていくんでないかなと考えるわけですが、その中で私が2、3点私があれしましたことを、これが最後の質問になっちゃうわけですけどお答え聞きたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。教育長。

○教育長（山田 晋君） 野口議員さんの再質問にお答えします。おっしゃるとおり、大山を自然遺産として登録しようとする場合、先回は4段階を経ております。おっしゃったとおり第1回の検討委員会では自然の現状からということで、そこは大山はクリアしたわけでありまして。第2回の検討委員会は候補の中からおっしゃったとおり、面積的なものとか、あるいは人為的、どういうその地元が運動をしとるかを含めて人とかかわりというようなことが第2回の検討委員会の大きなテーマだったわけですが、第3回目はですね、特に学術的というか、専門的な分野から耐えうるのかというこういうあたりが3点目で、そこで大山はクリアできなかったと私は理解しておるわけですね。第4回目の検討委員会は、総合的に条約等にどうかというようなこういうあたりで、私は大山がその辺は課題として残ったのは、学術的にどうなのかと、世界遺産に登録申請する場合はですね、やっぱり見てくださいというんじゃないしに、これをやっぱり登録の目玉にするという、たとえば三徳山であれば投入堂だと、こういったようなこと、あるいは石見銅山であればあそこの第2鉱屈ですか、そういうものがあって初めてですね勝負に出ていけるのかなあと思っております。

したがって大山の場合もそういう中でいくと僧坊跡というのは私はかなり感触があるのかなとっておるところであります。阿弥陀堂、大山寺、大神山神社等もそれぞれ文化的に価値は高いんですけどもそういうものをまとめながら、学術的に耐え得る中身を持って、申請に当たらないとやっぱりいけないのかなあと、運動は運動として一方でしながらやっぱり申請するからにはですね、誰もが納得する内容と、そういう辺りではそれなりの専門家の人の評価もいただきながらやっていく必要があるかなとっておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんの再質問でございますが、教育長、今答弁いたしましたような状況であります。要は、住民の皆さんが世界遺産に限らず大山、あるいは地域の資源に対して関心を持ち、みんなそれを高めていこうという機運を盛り上げていくということも大事だろうというふうに思っております。そういった意味ではこれは大きな目標を持ちながらでもすぐにできる取り組みでありますので、そういった意味ではこれからも機会をとらえて町内の大山町の素晴らしさというものを皆で理解をし、そして広めていく取り組みをしっかりと続けてまいりたい、強化してまいりたいというふうに思うところであります。以上です。

（「私が求めたあれの答弁がまだいただいておりますけど、今度は懇親会のために、またあれしたいと思いますのでこれで終わります。」と呼ぶものあり）

○議長（鹿島 功君） 次、13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 13番、小原でございます。午前中の6番議員の質問と重複する点が多々あるかと思っておりますけども、ちょっと目線を変えていただきまして、私は新農業対策についてどう対処するのかということでございます。

政府は2007年度より農家に実施する経営安定対策の加入申請受付が、この9月1日から始まっております。一定規模以上の担い手に支援し、零細農家が多い国内農業の集約を促し、農産物の国際競争力の強化が目的とすることということでございます。

我が大山町は、農業の町であり、兼業農家が大半であります。農業者の高齢化が進む中で、個別経営では4ヘクタール、集団営農では20ヘクタール以上の加入条件で我々、零細農家には農業の成り立ちに不安でなりません。規模拡大が集落営農への参加などの選択肢を迫られておりますが、農機具の大型化、販売網の開拓等数々の問題をクリアしなければなりません。大変なことでございます。

町長は、3月の施政方針の中でも新農業水利システム保全対策事業、基盤の整備、機械化施設の近代化省力化による経営の合理化、そしてチャレンジプラン支援事業等により、担い手農家や農業後継者の育成並びに経営基盤の強化を図るとおっしゃっております。これは全部国の政策であります。今後、大山町独自の農業対策をどう考えておられるのか。中身の見えない政策では、農家は不安で、規模拡大どころか、放棄地が増大し、手をつけられなくなってしまいます。町長はどうお考えなのか。町長に質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは小原議員さんの新農業対策にどう対処するのかというご質問に答弁させていただきます。

新農業対策につきましては、ご案内のとおり、平成19年度から新たな経営所得安定対策が始まり、その対策の中の品目横断的経営安定対策に加入できる農家は、一定要件を備えた認定農業者や集落営農組織といった担い手に限定されてまいります。

一方で、従来からの転作作物に対する助成は、平成19年度からも担い手だけに限定はされず、今後とも、担い手はもとより、担い手以外の農業者も、産地の形成や、農地を守るなどの重要な役割があると考えておるところであります。

しかしながら、農業が産業として自立していくためには、ある程度、規模を拡大することが必要であり、また、農業者の高齢化が進んでいるからこそ、集落営農を含めた、集落における担い手を育成する必要があると考えております。

今後、大山町としては、農業経営の基盤強化を支援するため、認定農業者や集落営農組織等、担い手の育成を図るとともに、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払支援事業の耕作放棄地の防止等を目的とした国の地域振興政策と一体的に、農業者が前向きな生産ができるよう、現在町内にある特産物に高付加価値をつけながらどうブランド化していくか、関係機関と協力しながら推進していく考えで取り組んでいるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） いろんな付加価値をつけたり、農業規模の大型農業へと移行ということがございますけれど、零細、ふるいに落とされた農家は本当に今困っております。て、言うのは、そういう方々こそ担い手がないし後継者もないし、それをどこにもって、作るのに今の集落営農・認定農家を作るのに、厳しい条件が今課せられています。その中でふるいに落とされた物についてその受け皿を作るのに、今大変な苦勞をしておられる。そして今町長が言われましたように、説明会を6番議員におっしゃったように10月に説明会をするんだと、年内に取りまとめるんだと、部落にも推進委員を作って、これを推進するんだということがございますけれど、本当に今、年寄りが一人か二人でやっておるんです、農家は。それで大変で、今こういう毎年毎年変わる農業政策について、ついていかれない、理解ができない、いっぱいいろんな情報が入ってくる中で、農業をどうしたらいいんだろうと、いつも言われるんです。うちげの田んぼはどうなるですかと。そういう時に受け皿として町長は、集落営農、それから認定農家を育てていくんだと言われてますけども、なかなかそこがうまくいかんじゃないかと。町としてもうちちょっと、何か方策があればというふうにはわしは考えますけれど、答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今ご案内のように農政が大きく変わろうとしています。方向を、大きな方向転換、本当に大きな方向転換であります。それを今国が示し、取り組みをしようとしています。その大きな三本柱が先ほど来から出ておりますように、担い手農家とか、集落営農に特化した品目横断的経営安定化対策事業、要はこれは大規模農家やあるいは集落単位、あるいは法人等で集团的に農業を取り組んでいく方々、こういう方々を対象にした施策であります。

もう一つは、米の施策であります。これは少し私が思っていたよりは変わらない、19年度も内容があまり変わらないというところでもありますけれども、米の生産者が、自らが米の生産調整をし、米のいい米を作りながら価値を高めていくという取り組み、これも地域での取り組みでありますけれど、米製作であります。

そしてもう一つが、水環境、農地水環境資源向上対策のようですね、要は前々から

あります中山間地直接支払い制度の平地版というようなものであります。どこでもできますから、山間部にもできるわけでありますけれど、これが国が示した大きな三つの施策だというふうに思っております。これは大変大きな私は改革であるというふうに思っております、そういう意味では大規模農家ではありますが、小規模農家についても地域でこの集落営農なり、あるいは農地水環境向上対策事業ですか、これを活用しながら、地域で農業あるいは農地、農村、これを守っていく取り組みとして取り組んでいただくような方策として示したものだと思っております。そういう意味では、これがグリーンしていかなければならないんだらうかと思っております。おっしゃるように農政はどんどん変わっていきまして、農家どころか我々もついていけない状況にあるわけでありまして、少なくとも今回のこの大きな農政の改革というのは当分この方向でいくんだらうというふうに思っております。

そういった中で、じゃあさらに、町として独自の施策を上回るような、あるいは補完するような施策が農家に対してできるのかということと大変厳しい、難しい課題だと思っております。それに向けて、農地の農業委員会等が中心になりながら、農地の収設計を図ったり、あるいは行政や農協等も一緒になりながら、生産力を上げたり、生産基盤を作っていく、あるいは零細農家等が集落営農とか、あるいは地域でお互い協力しあって農業に取り組んでいくという。そして農地を守っていくという、あるいは水路を守っていくという、そういったことの取り組みを進めて強力に進めていく、そのことが我々にできる課題だと思っております。ただそれだけではなく、町としてできるのは、先ほど来申し上げておりますように、できた農作物というものを付加価値を付けて販売につなげていく、有利販売につなげていく。それが一つの今の大山恵みの里構想の中にもある大山ブランドづくりであります。単に米を作るだけではなくて、大山の清流からはぐくまれた安全・安心でおいしい米ですという名前で大山米として売り出すとか、それを地域で直推し、さらにブランドをつけて全国に進出するとか、いろんな野菜も含めて農産物、海産物もあるわけでありまして、そういった形の中で、町として町あげて農作物の有利販売につなげるような取り組み、ソフトになるわけでありまして、これはしっかりと取り組んでいける課題ではないかなと思っております。そういうようなことを国の施策とそれから県・市町村の施策、これをうまく活用しながら農家のみなさんとともに、農業農村を守っていく、そういった取り組みを進めて参りたいというふうに思うところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） まあ、付加価値を農産物について付加価値をつけて、有利販売に結び付けて農家を活性化をしていくんだと町長のご答弁でございました。我々、作物もそうでございますけれど、冬季に対する豪雪地帯、我々の住んでいる所は豪雪地帯であります。それでですね、麦や大豆だけの品目横断的には、やはり

限界が多少あるじゃないかなと思われます。まあいろいろな施策はございませうけども、力を合わせて農家と行政、並びに農協、そういう各種団体との連携を図りながら一生懸命、私も頑張りますけれど、町長も頑張っていただきたいというふうに思いまして質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたしたいと思ひます。再開は2時10分に再開したいと思ひます。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 通告書にしたがって一問質問いたします。地域で高齢者を守る環境についてお尋ねします。

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターがスタートしてから5カ月が経ちました。健康づくり、健康相談、介護予防教室等が計画・実施されていますが、利用状況はどうでしょう。また健康づくり、介護予防教室などの利用によって、効果のあった事例はあるか伺いたひです。

各種検診も実施されておりますが、大山地区の人で検診後、再検査の必要があり、保健師に相談したが、電話のみの対応で心細い思いをした。再検査で不安を感じている時などは、特に顔を見ながら相談にのって欲しかった。また、保健師に相談したいことがあって、窓口の方に出かけたら、電話番号を包括支援課の番号を2つ教えてもらったけれど、電話はしないで帰宅した。などなど不安を感じる声を耳にします。検診後のケアは十分に行なわれているのかお伺ひしたいです。

各支所に保健婦が常駐しなくなつてからの住民の不安を感じる声は届いているでしょうか。届いた時、どのような対応をしておられるのか伺ひたいです。電話がある、本庁包括支援センターから10分ほどで出かけることができ、対応できると聞きますが、本当にそれで十分な対応ができているのでしょうか。今一度住民の声、地域の小さな声を聞き取って欲しいです。町長、どういふお考えかお伺ひしたいです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、遠藤議員さんの地域で高齢者を守る環境づくりについてのご質問に答弁させていただきます。

地域包括支援センターが行つています事業の利用状況につきましては、政務報告でさせていただきますが、介護保険の新予防事業では、介護保険の対象にはならないが、生活機能の低下している人や将来介護が必要となる可能性が高い人を対象とした介護予防事業を町が実施することになっております。認知症の予防教室や機能訓練、地域の集落に出かけ転倒予防教室等を実施し、一定期間ごとに効果を評価しプラ

ンを見直すことにいたしております。いずれにしましても、すぐに効果が出るものではありませんが、参加して頂いた高齢者の方々から「楽しかった。また来てください」という言葉が効果がある一つの段階と判断いたしておるところであります。

検診や予防事業等に保健師や栄養士が一体となり、事業推進のできる体制づくり、高齢者の方が最後まで大山の地で暮らしてもらえることを目標に、体制の充実強化、ひいては医療費の削減及び介護保険料の減額に資すること、さらには介護保険制度の改正後の事業量に対して専門職の力を結集するため、今年度から保健師・栄養士全員を本所に配置をいたしました。支所に行かれても顔が見えないということではありますが、この状況は、本所の福祉保健課においても同様な状況といえます。専門職は、外で町民の中で活動してこそ専門職の役割が果たせるというふうに思っております。多くの事業に対して、いかに保健師の人数を調整して広く町民の方のニーズに伝えていくか、皆が精一杯考え活動いたしておるところであります。保健師に顔を見ながら相談したい方につきましては、その旨申しただければ都合の付く限り、飛んでまいりたいというふうに思っているところでもあります。

また、検診後の対応につきましては、月1回の医師、保健師、栄養士による健康相談を実施いたしております。別途、脳神経内科の医師と保健師、栄養士で地域の集会所において検診の事後相談も兼ねて健康相談を行っております、今まで5集落80人の方に受診して頂いております。

遠藤議員さんご指摘の窓口対応につきましては、職員改めて町民の方の立場にたった厚遇接遇に努めて参りますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 今町長が説明された中に、専門職、専門職は机に座ってるだけじゃなくて、現場の方に出かけて、職務を果たしておられるという説明がありましたけれども、以前のことになりましたが、私は家族に介護を必要とするものがありまして、その時の保健師の方は、定期的というわけでもないですけど、近くまで来たからどうしてるとか、介護を必要とする本人の状況もそうですが、家族に対しての心使いというんですか、そういうものも凄くありがたく受けられるようなそういう対応していただいた記憶があるんですけども、家族にそういう介護が必要なものが家庭というのは、何かにすがりたい、相談したい、相談したいんだけど、電話をかけて何を言いたい、窓口に行って何を相談したいっていうんじゃないじゃなくて、その一言が必要、「どうしてですか」「何かありませか」、そういう一言を凄く心に響く言葉というんですか、「来てくださった、こんなたいしたことじゃないんだけどちょっと言ってみようかな」そういう思いを持ったりして、介護をずっと続けてきたんですけど。今の保健師さん、町も広くなりましたし、仕事も増えた、確かにそうですけれど、や

はり地域でそういうふうにそれぞれの家庭の状況を知りながら、いろいろと訪問を重ねていただくことによって、広く考えれば、医療費の減少っていうんですか、そういうこの程度だったらこうですよ、みたいな相談もまたしていただけるんじゃないかって思うのは思いすぎかも分かりませんが、旧大山ではそういうふうな対応していただいていたものですから、住民の方もそういう強い思いをもっていらっしゃる方が多いですので、今日みたいな質問をさせていただいたんですけど、そのあたり、やはり電話をもらったらずぐそこに出かけて相談にのります、そういうような体制が今後もやはり続くんでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、まさに今、遠藤議員さんがおっしゃるような取り組みが保健師には必要だと思っております、そういった取り組みをするために、庁舎の中において、相談にこられる方、電話があるのを待つのではなくて、出かけて訪問したり事業活動を今保健師が取り組んでいる。そういった意味で、今、ご質問にありましたように、相談したいときに行ってもいない、電話してもいないと言われることで不安を感じているとおっしゃいましたけれど、そのためにずっと保健師が役場の中で待機をするということが必要なのか、逆に。それよりは、先ほど遠藤議員さんがおっしゃるように、介護で心配しておられる方とか、介護の必要とされる方を時々訪問に回る、あるいはいろんな事業に取り組む、そういったことをすることが保健師の大きな仕事だということですから、本所でも同じように席の暖まる間もなく、結構現場に出かけたりしておるのが、実態だというふうに申し上げたところであります。

そしてもうひとつ、保健師を一つにまとめて今いろんな活動をしておるところであります、今もきっとそれぞれの旧中山、旧名和、旧大山の担当の保健師がそのまま、特に高齢者の担当は同じ職員が対応してるのではないかなと思っておりますが、これがお互い情報交換をする中で、町全体の高齢者の実態とか状況がお互いに情報交換することができることによって、さらに町全体としての保健事業とか、高齢者医療に対しての指導とか相談業務、これが効果をあげていくのではないかなという思いもあるわけであります。

そういった専門職としての力をお互いに、要は相乗効果をあげていくために、一カ所で執務をしながら、常に情報交換をしてさらにその次の課題について、お互いに協議をし、取り組んでいく体制を作っていく。そして活動としては当然、基本的には地域に出かけていく活動に取り組んでいくというのが、今の実態でありまして、そういった意味では、確かにご心配な方がちょっと役場に寄ってみられて、支所に寄られて顔なじみの保健師さんがいなかった。そういうことで相談をすぐにできなかったというそういった不安の声があるのかもしれないけれど、その場合はお電話いただければ

ばまた出かけて行きますよと、あるいはお電話でも相談しますよと、いうふうにこちらとしては対応していくように指示をしておりますし、対応しておるんだらうというふうに思っておるところであります。そういったところご理解をいただいて、いろんな確かに、体制を変えることによって全部が全部ご理解いただいて、全部が納得いただけるというものばかりではないのは承知しておりますが、そういった対極的に立った考え方の中で、この春そういう体制を作ったところでごさいます、そういったのを補っていくのも実は、支所の福祉課の職員一人一人が、保健師や栄養師と同じような思いの中で、相談に来られた住民の皆さんの相談にまずは受けて止めてあげるということも必要だということで、この間頃からもこの課題について協議をしているところでごさいますので、一つご理解をいただければというふうに思います。

○議員（４番 遠藤 幸子君） 了解いたしました。

○議長（鹿島 功君） 次、14番、岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 最後になりましたが3項目通告しておりますので読み上げて質問いたします。

1. 子育て支援の拡充をとということで、我が国の合計特殊出生率は、2005年に1.25、前年比0.04%減にまで落ち込み5年連続で過去最低を更新した。国の施策に上乗せして、大山町独自の施策、例えば病児及び育児デイケアの設置、乳幼児の医療費補填、第3子以降の妊婦の健康診断料補填などを打ち出し、若者定住促進とひいては出生率減少に歯止めをかけ、大山町活性化に資することができないか。財源を捻出できるかどうか、財政の厳しい中ですが厳しい面もあるかと思いますが、町長の考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの子育て支援の拡充をとという質問に答弁をさせていただきます。

国の施策に上乗せして、大山町独自の施策の考えは無いかということでごさいました。まず、結論から申し上げますといくつかすでに国の施策を上乗せした事業をいくつかもう実施はしておるところであります。まずはその点ご承知おきをお願いしたいというふうに思うところあります。

まず最初に、病児及び育児デイケアの設置をとのご質問でごさいました。まず、病児保育というのは、園児が病氣中であっても要望があれば、預かり保育をすることだと思いますが、子どもさんが病氣で心身共に一番つらい時こそ、保護者や家族のもとで看病されるのが最大の薬だというふうに思いますし、病状が急激に悪化する可能性がある時期の病児保育は、現時点で町の事業として取り組むことは視野に入れてはおりません。しかしながら、回復期にある園児に対します病後児保育、これにつきまし

ては、県下でもいち早く、すでに合併前名和町の時ではありますが、平成16年度からもうすでに実施をしてきておりました。

これは、保健福祉センター名和の一室を保育室として、看護師を委託し、名和診療所と連携を取りながら看護や保育をしてきております。合併後もこの施策は引き続いて実施をいたしておりまして、本年度は既に18件の利用がありました。

次に、育児デイケアにつきましては、現在各地区で一園ずつで実施いたしておりまして一時保育を利用いただくか、ファミリーサポートセンターをご利用いただければなと思うところであります。

次に、乳幼児の医療費補填、助成であります。これにつきましては、これも合併前でありまして旧名和町では、鳥取県では一番早く平成14年度から町独自の施策で特別医療費制度の上乗せとして医療費助成をいたしてきております。これも合併後は大山町子育て支援医療費助成制度として継続をいたしてきておるところであります。

また、第3子以降の妊婦の健康診断料の補填につきましては、町単独事業で第1子から妊婦の健康診断受診票の無料券1回3千円ではありますがこれを前期・後期で計2枚交付をいたしておるところでございます。双子等の多胎の方につきましては、別途5枚これは県の事業で交付される所でございます。そのほかにも子育て支援については事業をさまざま推進している所でございますが、今後とも安心して子育てができるまちづくりを進めてまいりたいというふうな思うところでもよろしくお願いをいたします。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 国の施策に上乗せして何点かやっていたということは非常に望ましいところでございますが、病児デイケアのこの必要性はないのではという、親が責任を持ってということでもございましたが、先進的な福井県では、県内に何十箇所も置いて、例えば子どもが急に熱を出したけれども仕事が休めない、非常に都合が悪いというような時に一時的に子どもを預かってくれる施設がやっぱりあるそうでした。新聞報道によれば、福井県はいろいろな手厚い施策で、ただ一県、どこの県も出生率が下がったけれども福井県だけは、上がったというようなことが出ておりました。ですから、結構共働きの多いところですので、病児デイケア、結構、育児デイケアは結構需用があるのではないかと考えておりますがどうでしょう。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。育児デイケア、育児を一時的に変わりをしてくれるという、子守りをしてくれるということだと思います。先ほど申し上げましたように、本町には、ファミリーサポートセンター、これを設置して運営をしていただいている所でございます。そういった会員相互の互助制度の

なかで運営をしている制度であります。そういったことを活用いただければ、そういうふうに思うところであります。

で、病児保育ですけれど、先ほども答弁でも申し上げましたけれど、病気の子どもを預かるということ、非常に大きな難しい課題がたくさんあるのではないかなと思っております。保育所ではとても無理であります。ましてや他人に預けるといいうのも無理なんだろうなと思っております。ご承知のように、子どもというのは非常に容体が急変をいたします。それと精神的な安定感というのも病気の中に非常に影響してくるのではないかなというふうに思っています。確かに仕事を休めない、仕事を優先しなければならない、そういった時もあるのは承知はいたしておりますけれども、ただ本当に病気で苦しんでる子ども、これはやはり子育てをしていく親や家族がまず見てやるということが、病気を早く治す上でも一番効果的だというふうに思っておりますし、なかなかその実際の病気の子どもを保育する体制づくりというのは、今の本町の場合、相当なハードルがあるのではないかなというふうに思っております。福井県のその例が病児保育をしたことによって、出生率があがったのかどうなのか、こちら辺も研究はしてみなければならぬことだというふうに思っていますが、その他のさまざまな施策の中で子育ての環境づくりは当然していかなければならないと思っております。少し今の病児保育については、ちょっと今、実施するというような方向への検討はなかなか難しいのかなと思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） この件については、単町では非常に難しい面もあるかと思えます。

もう一点お願いします。妊婦検診2回の無料券ということがございました。これまでやっていただいているということでございました。妊婦検診はどれも14回受けられるそうですが、この回数を増やす、賦課補助を増やすお考えはないか、お伺いしたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの再質問であります。ちょっと妊婦検診については、私十分に実態等掌握してない部分もございますので、その状況等含めて担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 妊婦検診の無料検診の配布でございますけれども、鳥取県の中でも全部当町と同じ足並みで実施しておられるところが大半、ほとんどでございます。今のところ、私の方が増やすとかどうこうは言えませんが、状況としては以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 次に移ります。後発医薬品の採用で医療費削減をということで、厚生労働省の発表によれば、国民医療費は、非常に高いの伸び率を示しているそうです。その医療費削減の一つの策として、後発医薬品、ジェネリックというそうですが、採用拡大はどうか。欧米では、50%以上のシェアに対し、我が国は17%に満たない使用率だそうであります。ちなみに医療費ですが2004年度の国民医療費が32兆円、特に65歳未満が15万あまりに比べて、70歳以上が74万円と非常に高い医療費の支出だそうでございます。

安価で良質な後発医薬品の採用は、患者の経済的負担を軽減し、医療保険財政の効率化が図られると考えますが、町長の見解を質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは次に後発医薬品の採用で医療費削減をというご質問でございました。

まず、皆さんご承知のこととは思いますが、最初に先発医薬品と後発医薬品についてのご説明を少しさせていただきたいというふうに思います。

現在、医療機関等で保険診療に用いられる医療用薬品は、約1万種類程度あります。このうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験等により、その有効性や安全性が確認をされ、承認された医薬品が先発医薬品です。また、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして、臨床試験などを省略して承認される医薬品が後発医薬品いわゆるジェネリックと呼ばれておるところであります。

後発医薬品は先ほど申しましたように、臨床試験などを省略して製品化されるため先発医薬品と比較すると安価で半額以下の製品もあるようであります。国も平成14年度の診療報酬改定において後発医薬品の使用環境整備を図る観点から、医療機関において後発医薬品を含んだ処方箋を発行した場合の処方箋料など、先発医薬品のみの場合よりも高い評価を行っております。こうしたことから後発医薬品の採用は、岡田議員さんのご意見のとおり患者の経済的負担を軽減し、また医療費の減少が期待をされるところであります。

本町の直営の4つの診療所の場合ではありますが、2つの診療所は後発医薬品を数種類使用いたしております。また2つの診療所は現在はまだ使用していないのが現状であります。安価な後発医薬品が、わが国内では17%に満たない使用率のようではありますが、その理由として、たとえ成分が同じであっても、コーティングや添加剤など製造技術が異なるので、後発医薬品メーカーが先発医薬品と全く同質の医薬品を作ることはできないようであります。さらに儲からないと、突然生産を中止するような製薬メーカーもありまして、また先発医薬品よりも製薬メーカーからの情報提供が少ないなど、今のところ医療機関からの信頼が低いのも事実であります。

後発医薬品は国が認めた医薬品であり、先に述べましたように安価で患者の経済的負担を軽減し、また医療費の削減にもつながるわけであります。こうした課題を克服しつつ町営の4つの診療所では、徐々にではありますが後発医薬品の使用を図っていききたいと考えておるところであります。

なお、後発医薬品の使用につきましては、町内の各診療所におきましても、患者さんの申し出により院外処方などで対応できますので、医師にお気軽にご相談いただくということで対応できるのではないかなというふうに思うところであります。以上で答弁終わります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） まあ、効能等で絶対に同一ということが有りえない点もあって難しい面もあろうかと思いますが、世界保健機構も推奨していることでございます。今後とも拡大の方向でお願いしたいと思っております。

3番目に移ります。地域包括支援センターはということで、介護保険制度改正から5カ月経過しました。地域包括支援センターは十分に機能を果たしているか。保健師二人で業務をこなし、町民ニーズに十分応えているか。大山地区では、保健師や栄養士が身近にいないくて、相談したくても簡単にできない、指導を頼みたくても気軽にできない等の不満が多い。また、包括支援センター運営協議会は機能しているのか、以上2点ですが、前半の質問は先ほどの答弁で大方あったようですので包括支援センター運営協議会の件について主にお願ひしたいと思っております。ご答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは地域包括支援センターについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、地域包括支援センターは医師と4名のケアマネのうち3名は保健師であります。それと1名の、これは3B体操の指導者であります。計6名のスタッフを中心に積極的に事業活動を行なっておるところであります。政務報告でも事業実施の状況はあげておりますが、一例を取りましても、新予防給付対象者、要支援1・2の方であります。これが全町で約1,200人おられます。ケアマネは、この方々全員の認定調査のため、家庭訪問し必要なケアプラン調整を事業者と協議する作業をいたしておりますが、一人の方に数回訪問をする等、8月現在で約500人の方の訪問調査をいたしております。年度内には1,200人全員の方の認定調査を終了しなければなりません。このほか介護予防事業を他の保健師や栄養士と共に、各集落に出向き転倒予防教室等、数々の事業を並行して取り組んでおるところでありまして、それこそ席を暖める間もなく飛び回っているのが現状であります。

またお尋ねの包括支援センター運営協議会の設置についてであります。少し遅れておりますが、10月中旬に第1回を開催をし、地域包括支援センターが行う事業等

について、公正中立な立場でご審議いただくこととしておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 非常に担当者は忙しいようですが、現状の人員で十分やれるとお考えですか。

それと運営協議会10月半ばに開かれるそうですが、メンバーに対象者と言いますか、利用者や被保険者もやっぱり入れていらっしゃいますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの再質問には、今の状況等を含めて担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） まず、包括支援センターの保健師、ケアマネは十分足りておるだろうかというご質問ですけれども、本当に足りません。目が回る状況で本当に包括支援センター事業のみではなくて、いろんな検診、相談、いろいろな分野に携っておりますので、本当に見ておるところかわいそうな部分もあるくらい忙しくっております。

それから運営協議会のメンバーでございますけれども、10名の方をお願いすることとしております。代表者の中には、運営協議会の委員さんの中には、被保険者代表、高齢者の方にも入っていただくことといたしております。社協の代表、学識経験者、これは県の方をお願いをする予定にしております。民生児童委員さんの代表、地域医師の代表、サービス事業者からも何名か入っていただきたいと思っております。この中で大山地区に関わらず広域の中から1名はサービス事業者の方に入っていただく予定にいたしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 円滑な運営を行なっていただきたいんですが、ただ制度が変わって立ち上がりでございます。非常に見ていても忙しくて、手が回らないような状況ですが、当分の間、増員してでも対応というようなお考えはないのか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁させていただきます。まあ、先ほど課長が申しあげましたように、大変現場としては人員が窮屈だと、大変だということも聞いてはおります。だからこそ、専門職を集めて、それぞれがお互い補いあって運営できるような体制づくりをしたところでもあります。現在保健師が9名、そして栄養士が3名おります。包括支援センターには、今申しあげましたように、位置付けとしては3名でありますけれども、その他の保健師等もお互いに業務の中で相互に協力しあいながら何とか取り組みを行なってもらいたいというふうに思っております。

ころであります。どうしても立ち上げ、あるいは合併等の最初の時、いろんな面で戸惑ったり、時間がかかる部分もあるのではないかなというふうに思っております。そういう中で、まずは今大変な時期ですが、ここを乗り切ってくれば、次、少しはゆとりができてくるのではないかなというふうに思っておるところであります。現在、なかなか人員職員の定数等も厳しく管理をご指導いただいている中で、なかなか職員を増やしていくということが、財政的にも厳しい状況のわけでありまして、そういった意味で、本所・支所、さらにはそれぞれの職員が連携を取りながら何とかお互いに助け合って効果を上げていただく努力をするよう、私からも専門職のみなさんに、私からもお願いしていきたいなと思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） ぜひそのようにお願いいたします。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次回は26日に会議を開きます。午後1時30分までに集合してください。ご苦労さんでした。

午後3時31分 散会